## JR西労組独自の共済制度

# 家族支援共済



- 手ごろな保険料で充実した保障
  - 相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。
- 毎年見直しができ、手続きが簡単 ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。
- 配当金で実質負担を軽減 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
- 健康診断結果に応じた保険料のキャッシュバック 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。 「健康情報活用商品」には 健君 のマークがついています。



## その他の照会は分会役員へお申し出ください。

※照会受付期間終了後は、JR西労組各地方本部・総支部まで

今年度より「家族支援共済 給付②」が「家族支援共済 保障②」、「家族支援共済 給付①」が「家族支援共済 保障①」へ名称が変更となります。



- ●【契約概要】・【注意喚起情報】はP3~9に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- ●本パンフレット「健康情報活用商品について」P11~16の内容を必ずご確認ください。

申込締切日 2025年5月9日(金)

責任開始期 (加入日)

2025年8月1日(金)

[契約者] 西日本旅客鉄道労働組合

# はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

本 人

西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6

**については、各商品のページをご確認ください。**(程括) のマークがついている商品は健康情報活用商品です。

はじめに 掲載 契約概要 ページ こども (ご加入いただけません) 注意喚起情報 健康情報活用商品について P.29 家族支援共済 保障① [年齢は2025年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。] 家族支援共済 保障② 特約制度 P.41 退職後継続制度 [年齢は2025年8月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。] ご注意いただきたいこと (ご加入いただけません) P.63



家族支援共済 保障①

年金払特約付半年払保険料併用特約付新·団体定期保険

※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。

内容はP21~P27をご確認ください。

#### 商品の特長

- ●死亡、所定の高度障害を保障します。
- ●保険金を一時金または年金形式で受け取ることがで きます。
- ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、 剰余金が生じた場合)

#### カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳 6カ月までの方)

#### 満18歳以上65歳6カ月まで の方(継続は70歳6カ月まで の方)

配偶者

ご加入いただける方



の備え

の備え

## 家族支援共済 保障②

年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定

- ※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。 内容はP21~P27をご確認ください。
- ●死亡、所定の高度障害を保障します。
- ●保険金を一時金または年金形式で受け取ることがで きます。
- ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、 剰余金が生じた場合)

西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6 カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳 6カ月までの方)

満18歳以上65歳6カ月まで の方(継続は70歳6カ月まで の方)

2歳6カ月を超え22歳6カ月 までの方<sup>注★</sup>

健活

重い病気 への備え 特約制度

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病 保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特 約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険 (Ⅱ型)

- ●7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害 を保障します。
  - ※特約の付加により保障内容が異なります。
  - ●余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保 険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)
  - ●健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュ バックする場合があります。

西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6 カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳

6カ月までの方) ※家族支援共済への加入が必要です 満18歳以上65歳6カ月まで の方(継続は70歳6カ月まで ※家族支援共済への加入が

必要です

万一

の備え

退職後継続制度

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期 保険(Ⅱ型)

- ●死亡、所定の高度障害を保障します。
- ●退職後も保障を継続できます。
- ●余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請 求が可能です。(リビング・ニーズ特約)

[年齢は2025年8月1日現在の満年齢です。 西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6

カ月を超え65歳6カ月までの方

満18歳以上65歳6カ月まで の方

(ご加入いただけません)

P.71

[年齢は2025年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

あたっての 注意事項

- **その他ご加入に** ●配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
  - ●本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時 に脱退となります。
  - ●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。

注★:本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。 申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。 本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。



P.6

# 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

## る 商品の仕組み

- ●この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険 商品です。
- ●加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
- ●退職後継続制度については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが 可能です。
- ●その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。

また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

## 2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

#### 主な保障内容

●保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

#### 保険料【控除方法】

●毎月の給与より控除します。(初回は8月より) ボーナス払はボーナスより控除します。(初回は12月のボーナスより)

## 3 配当金

●配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

家族支援共済 保障① 家族支援共済 保障②

家族支援共済 保障②·家族支援共済 保障①は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返し します。

## ▲ 脱退による返れい金、満期返れい金

●この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、退職後継続制度については、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

## 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

[家族支援共済 保障②][家族支援共済 保障①][特約制度][退職後継続制度]

明治安田生命保険相互会社

# 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入 の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照く ださい。

## 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

●保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、 お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

#### 高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

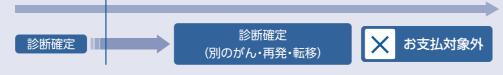
- ●障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害 保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1 級の障害状態等とは異なります。
- ●責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高 度障害保険金をお支払いできません。

#### 特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- ●責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保 険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始 期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件がありま す。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始 期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とは なりません。
- ※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

#### 責任開始期(加入日)



#### 解除•免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- ●約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。 また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免 責|項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった とき
- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など 保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 P.85

## 告知内容について

- ●現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいま す。
- ●申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれ なくご確認いただき、お申込みください。
- ●正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金な どをお支払いできないこともあります。

#### 告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

#### まずは「申込日(告知日)現在」の

就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

#### 本 人

#### 現在の就業状態

- ●病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病 気により就業を制限されていません。
- 注「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあ るもので、勤務先または医師等により労働時間の 短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷 の制限などを指示されている場合をいいます。

### 配偶者・こども

現在の健康状態

- ●医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではあ りません。
- 注①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によ るもの)までの期間をいいます。

## つぎに、加入する商品ごとに

過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

#### 本人・配偶者・こども

家族支援共済 保障② 家族支援共済 保障① 退職後継続制度

#### 特約制度

- ●7大疾病保障特約
- ●がん・上皮内新生物保障特約

#### 過去12カ月以内の健康状態

●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以 内に、別表記載の病気により連続して14日以 上の入院をしたことはありません。

#### 過去3カ月以内の健康状態

- ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察ま たは健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査 を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
- 注検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該 当しません。

#### 過去5年以内の健康状態

- ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは 別表記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはあり
- ●特約制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりである ことをご確認ください。

#### 現在までの健康状態

●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・ 白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断された ことはありません。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

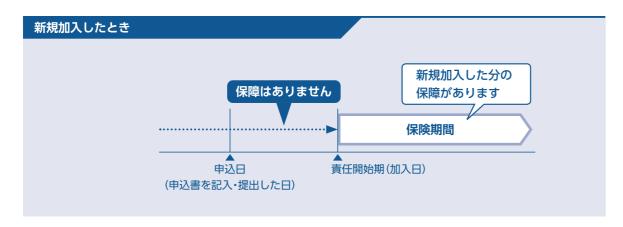
- ●企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。
- <特約制度・退職後継続制度の場合>
- ●引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

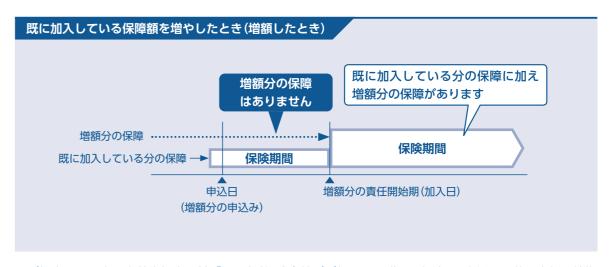
#### 告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間: 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

## 3 責任開始期(加入日)について

- ●お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- ●なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- ●高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。





●ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期 (加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等に は保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

## 4

## 保険金・給付金の請求について

- ●保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払 事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、 速やかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ●保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払 事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ●被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ●死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

# 5 その他の注意事項

### お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

●この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

### ご照会・ご相談窓口等

- ●指定紛争解決機関
- ●この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
- ●生命保険契約者保護機構
- ●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 P.88

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 P.7

# 健康情報活用商品

## (健康サポート・キャッシュバック特約) (こついて

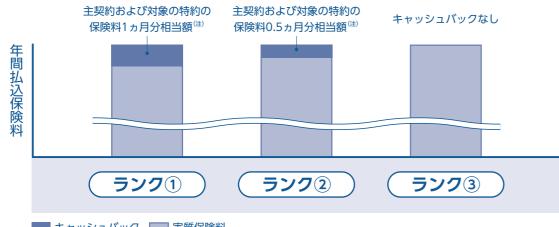
このページは、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」の概要や、ご注意いただきたい事項をまとめております。 以下の内容をご確認ください。

## 「健康サポート・キャッシュバック特約」の特長と仕組み(特約の概要)

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者の健康診断結果に応じて、保険料の一部を キャッシュバックすることが主な内容です。
- ●各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバックすることで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- ●キャッシュバックの判断基準となる「ランク」の判定のためには、**保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要**があります。
- 「健康サポート・キャッシュバック特約」の付加に対する保険料は必要ありません。

#### <キャッシュバックの仕組み>

- 「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。
- ●キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの主契約および対象特約の保険料が払い込まれていることが必要です。



- キャッシュバック 三 実質保険料
- (注)保険期間満了時の保険料をもとに算出します。 保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。
- ●「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合 に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
  - ①加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
  - ②加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
  - ③団体が「健康サポート・キャッシュバック特約」を継続しなかったとき
  - ④明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)が「健康サポート・キャッシュバック特約」の 取扱いを停止したとき
- ●詳細については「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

#### <対象商品>

●本パンフレット内で 健活 のマークがついている以下商品が対象です。

商品名			保険期間
间四右	主契約	特約	体突别间
特約制度	無配当特定疾病保障 定期保険(II型)	7大疾病保障特約、 がん・上皮内新生物保障特約	1年

#### <対象者>

加入対象区分:本人·配偶者·退職者

## キャッシュバックの「ランク」の判定方法について

#### <「ランク」の判定に使用する健康診断について>

- ●加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。
- ●健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや保険会社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。
- ●健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。 (勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)

#### <「ランク」の判定方法について>

- ●以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。
- 「ランク」の判定にあたっては、「表1-1」 「表1-2」 に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。

## **STEP1** 〉健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A~D)を判定します。

#### 表1-1 40歳未満\*\*

		//李	<b>≫</b> 15□		健診結	果区分	
		)连	健診項目 A E		В	С	D
	基礎	В	MI{kg/m²> <sup>(**1)</sup>	18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上
必須	礎	血圧(**2)	収縮期〈mmHg〉	129以下	130~139	140~159	160以上
必須項目		ш/±.	拡張期〈mmHg〉	84以下	85~89	90~99	100以上
	尿		尿糖	(—)	(±)以上		
			尿蛋白	(—)	(±)	(+)	(2+)以上
任意	m	脂質(	中性脂肪)〈mg/dL〉	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上
任意項目	血液	肝機能(**3)	GPT (ALT) 〈U/L〉	30以下	31~40	41~50	51以上
		13丁作或用它	$\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP) $\langle$ U/L $\rangle$	50以下	51~80	81~100	101以上

#### 表1-2 2 40歳以上\*\*

		<i>I</i> 2±:	診項目		健診結	果区分	
		胜	沙块日	Α	В	С	D
	基礎	В	MI{kg/m²>(**1)	18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上
	礎	血圧(**2)	収縮期〈mmHg〉	129以下 130~1		140~159	160以上
		ш/±	拡張期〈mmHg〉	84以下	85~89	90~99	100以上
必	尿		尿蛋白	(—)	(±)	(+)	(2+)以上
必須項目		脂質(1	中性脂肪)〈mg/dL〉	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上
	血液	肝機能(**3)	GPT (ALT) (U/L)	30以下	31~40	41~50	51以上
	液	<b>出工作或目它</b>	$\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP) $\langle$ U/L $\rangle$	50以下	51~80	81~100	101以上
		糖代謝(※4)	HbA1c〈%〉	5.5以下	5.6~5.9	6.0~6.4	6.5以上
		が高しい部	血糖〈mg/dL〉	99以下	100~109	110~125	126以上

<sup>※「</sup>ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

## $\mathsf{STEP2}$ $\rangle$ 健診項目ごとの「健診結果区分」 $(\mathsf{A}\sim\mathsf{D})$ をポイント換算します。

#### 表2-1 〉40歳未満\*\*

			男	性			女	性	
		Α	В	С	D	Α	В	С	D
	BMI <sup>(**1)</sup>	30	20	0	0	30	20	10	0
必須項目	血圧(※2)	30	20	10	0	30	10	0	0
項日	尿糖	30	0	_	_	30	0	_	_
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
項任目意	脂質 肝機能 <sup>(*3)</sup>	10 <sup>(**5)</sup>		0		10 <sup>(*5)</sup>		0	

#### 表2-2 40歳以上\*\*

			男	性		女性					
		Α	В	С	D	Α	В	С	D		
	BMI <sup>(**1)</sup>	30	20	10	0	30	10	0	0		
	血圧(※2)	30	20	10	0	30	20	10	0		
必   須	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0		
必須項目	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0		
	肝機能(**3)	30	20	10	0	30	10	0	0		
	糖代謝 <sup>(※4)</sup>	30	10	0	0	30	20	0	0		

- (※1)提出された健康診断の結果に BMI の記載がない場合でも、体重および身長の記載があるときは、 BMI は体重  $< kg > \div ($  身長  $< m > )^2$  で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- (※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」  $(A \sim D)$  となる場合は、「ポイント」  $(30 \sim 0)$  が低い方の「健診結果区分」  $(A \sim D)$  とします。
- (※3) GPT (ALT) および $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP) の両方の結果が提出されていることを要します。 GPT (ALT) と $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP) が異なる「健診結果区分」 (A $\sim$ D) となる場合は、「ポイント」 (30 $\sim$ 0) が 低い方の「健診結果区分」 (A $\sim$ D) とします。
- (※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」  $(A \sim D)$  および「ポイント」  $(30 \sim 0)$  を判定します。
- (※5)40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

## **STEP3** 〉健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

#### 表3-1 40歳未満\*\*

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント 以上	110ポイント	100ポイント 以下

表3-2 40歳以	<b>以上</b> *
-----------	-------------

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント	150〜	140ポイント
以上	160ポイント	以下

## 健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- ●「健康サポート・キャッシュバック特約」は、「ランク」の判定のために、加入者の健康診断に関する情報(以下、「健診情報」)を明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)に提出する必要があります。
  - ・健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療 保険者と保険契約者(以下、「団体」)が共有している場合等があります。
  - いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
  - 加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。
- ●健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「**健診情報の取扱いについて**」に記載をしております。
- ●健診情報の提出がない加入者や「健診情報の取扱いについて」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わずキャッシュバックの対象となりません。

「加入申込書兼告知書」において同意を求めるのは以下の事項です。

#### 健診情報の取扱いについて

#### 1. 健診情報の提出およびランクの通知

- ●団体が、加入者の健診情報のうち、<別表>記載の内容を、保険会社へ提出すること
- ●団体と健診情報保有者(医療保険者等)が異なる場合は、健診情報保有者が、<別表>記載の内容を 団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- ●団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- ●保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク(ランク①~③のいずれに該当しているか)を、団体へ通知すること

#### <別表:提出に同意する健診情報>

- 1. 健康診断受診日
- 2. BMI(身長·体重)、血圧(収縮期·拡張期)、尿糖、尿蛋白、脂質(中性脂肪)、 肝機能(GPT·γ-GT)、糖代謝(HbA1c·血糖)

#### 2. 健診情報の利用目的

●保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「「ランク」の判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

#### 3. 健診情報と告知の別

●保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては 取り扱わないこと

したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。

●保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金 等の支払いの査定に利用しないこと

したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

#### 4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- ●加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約(加入者が被保険者となる契約)がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約(以下、「本契約」)と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること
  - ○本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。 保険会社が個人との間で締結している契約(以下、「個人契約」)において、本契約の加入者 が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情 報は、本契約では使用いたしません。
  - ○個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

#### 5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- ●保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」(以下、「健診情報収集のサポート機能」)を、団体に提供すること
- ●健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMY ポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

#### <健診情報収集のサポート機能について>

- ①保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうち「ランク」の 判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼 を受け、加入者に対して、<別表>記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名 等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある (「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信)
- ②保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信 を行なう
- ③保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

以上

## 制度発足の経緯

国鉄時代より、在職中に万一の事があった際に、有志が発起人となって 義援金を募り、残されたご家族にお渡ししていました。

しかし、義援金は一時的なものであり、残されたご家族を長期間安定し て支援していけませんでした。

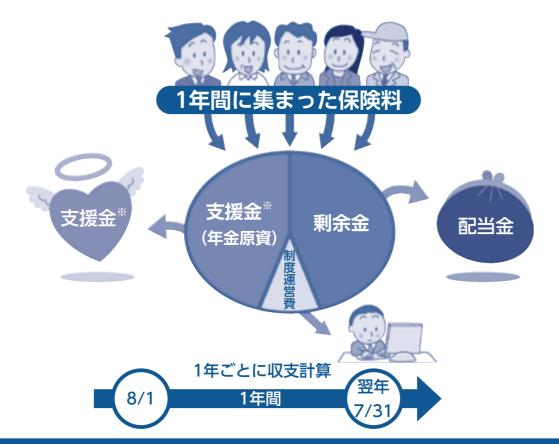
そんな中、組合員より「JR西労組の組織力を活かし、共済制度を発足し たらどうか」との声があり、議論を重ね、1997年にJR西労組独自の共 済制度として「家族支援共済」を発足しました。

発足以来今日まで、共に働く仲間の助け合いとして、突然のご不幸に見 舞われたご家族を、まさに西労組の組織を活かし仲間で支援してきてお ります。



### 家族支援共済のしくみ

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。



万一のことがあった組合員を組合員みんなで支えあう 組合員同士の助け合い制度です。

配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。 ※支援金とは死亡・高度障害時の保険金です。 ※ただし、特約制度・退職後継続制度には配当金はありません。

## 家族支援共済の概要

なぜ家族支援共済が

18

## 組合員のみなさまが万一亡くなられた場合

## 遺族が感じる不安

#### 経済面

### ■公的遺族年金の支給

(遺族基礎年金・遺族厚生年金) 公的遺族年金だけでは現在の生 活水準を維持するのは困難です。

#### ●一時金の支給

(一般の生命保険・死亡退職金) 個人が運用しながら、計画的 に使うことは非常に難しい。

#### 精神面

- ●残された家族の様々な「不安」「悩み」
- ●疎外感(相談相手がいない)
- ●財産運用の相談に乗ってくれる人がいない
- ●さびしさが募り、途方にくれた…

精神的な不安=頼れる人がいない不安

生活年金の支給が必要

(経済的支援)

経済的な不安=残されたご家族の生活費の不足

遺族に対する説明・相談体制が必要 (精神的支援)

この制度は組合員のみなさまが万一亡くなられた場合、残された大切なご家族を、 経済的、精神的にサポートしていく**JR西労組独自の共済制度**です。

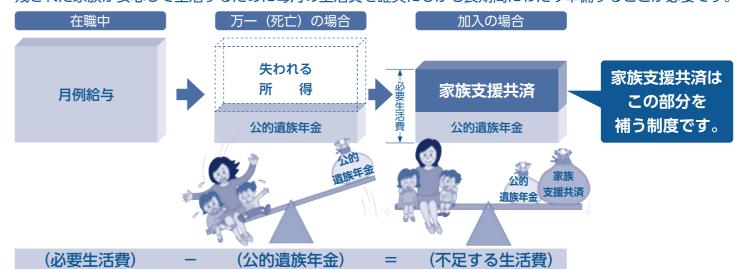
### 家族支援共済の精神的サポート

家族支援共済のご加入者で、万一ご家族にご不幸が発生した場合、ご遺族の方に対し保険金受取試算をもとに 今後のライフシミュレーションの作成、請求書の書き方を含めた請求相談を実施しております。



## 家族支援共済の経済的サポート

残された家族が安心して生活するために毎月の生活費を確実にしかも長期間にわたり準備することが必要です。



### 〈大阪地本 30代 組合員のお母様〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等) 1年間の調病性清さ、治療の為の医療保険の事は聞いていましたのでこの制度の事は聞いておらず、そくかってかう連絡かありからくり致しました。若くででくけってくるいましたが、息子か、飲るれた家族へのアルセントを改していましたと思いを対しています。 我が家は独身の息子でしたが、同じぐらいの若いすで、お子様のいらっしゃる方といる、しょると思いますか、とこりい強い制度にひみと思います。

## 〈福岡地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等) 変然の主人の死でえず見えない状況になって、時にいういう お話を聞いて頂きないできました。

寝たさりの載め、大学生の域、これから失し不安はつきませんが 頑張って暮らしているます。

#### 組合員の首様 有難ウングいます

○相合員(または相合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします 田・明までえ気 ブニット: 多人か朝 には、七くなっていた。 よるで人ごとだと思っていた事が現実になりとても不安になけまして。 残まれて。家族にといる家族を残失済」にとても に強いです。このすばらい、失済 ありかとり ごせい ましてこ

### 〈広島地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等) こ制奏。説明は 事味うように 話を関いて下さり ありかにと思いました。 穿成にはもなく たるで過しせることが 一番でおい、 かくタッス 内字を 読んて・ コーズが エバシこと 到金金の正全をと、 制度が 整元 いろことに 今後の方も 加入しせないと見います

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします 主人が、元為なまたら、「自分に何がみためずは、暦らぶぶうたしているよ」 ということを「対しとおけった」 てとなって、夜出てこのことなっているとと けるかけれたい 当日末 主人も 何あるくかの スパス いたったとれる だっかり 相合資本業の 夢見て 夜り るっていること とても 心療いてあ なりがとうこといそした

#### 〈大阪地本 30代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等) 大がってなり、今後の生計も不安でしたか、色々となかートかある ことで、他も身体もストレス・よく過かまたとかではどうである 特に入る定中、七くけるにで多り葬式、や武果、お墓、仏・童 客 をおかが 多くて 別金をとがたり、お金を借りてりしてはまいてけるくて、 本おに大変でした。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします 茶済は、石が一の時の助け合いでとっくがく際にないた。 様々は手続きざお金が火寒+は時、全銭面を貼かけてないるかでで まからったですかなと思いなからたままといかにます。 自分値をは何が起こって手残さいた家族が吐きていけるように貼ばるよう。

#### 〈大阪地本 50代 組合員の配偶者〉

そのな事にも気を使っていたださ 彫刻しています

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)
こ本様でおり度があら事。主人がか入していてきるものりませんでして
今回にす家様を援制度によってすい方と助けられ、とてもありがたく思ってきずりがかがなりますで来ていただき。説明して下さった事に 感謝 致します
本様がしゃ月でつのオになりまけたが、ままで、大学生です。までまだ、お金が必要な事が多いですが
親子でから合わせて、頑張っていきます
○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
組合資。皆様 ありがもうございます

#### 〈広島地本 40代 組合員の配偶者〉

- ○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等) い様で利度が有え手、ラスヤ・主人がの人ていた事でえもたりませんでした。 お事で考えまと、説が、夏白になるたいで居いました。 名称事で考えて作りにた 判度・・・ 大変にぬめり
- ます、銅はちつくまからを離れまいと考えています。
- ○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします。 組合員のまでのお陰で、成り立ている制度を知りがよりしています。まなが、弁察の大黒在が、 亡くなるとは、一思いもよらない事で、、、っと、土水からどうしたら、、、と考えると、たの事で考えるのが、 かたなる様でした。最が後、今までというで様で生活を望もうを思うと、一不足の都かがありましたが、 こちらの制度を伸使り、「頂く事を、きていくらいの生活が、出来ると、不っとくています。本当にありがたい、 制度です。 は組合役別のきにも、、細部のおけで記、いただいて、パッとまでしたげたいをいます 「様ののほかい 与持ちを大きにし、配動の う時で、こがくのらをしたしたいと思います。

### 〈広島地本60代 組合員の配偶者〉

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします 組合員の当さまに 経済面 精神面 明面も支援していただべて 感謝の気持ちで一杆です。おかげで 少し前を向いて 歩めそうな 気がいたします。 本当に ありがとうございました。 この制度(1 遺模に奇り添り)とても すばらしいものです。

### 〈広島地本40代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)いっき通りになれた行き、実然をおれて近ってしまった主人にひかりかりですっていた。私ととって、精神的にも、経済的にも不存だらけで、何をしたら良いのな、ひとっひとつていかいなったのいかすくまとれてくださっていたが、ダンス内容には本当に助かり子にたって突から 山口県すで、投資 の 来て下すり、平当につういりなったです。 現在は、主人の分も いっしつけんめい かずをして 健康に注意して 生活しております。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします 変換交換支責について、おたく知らない 私か、みりますの 暖水、装造の制度を 受けるシセで、 科にうわく思っていますし、この交換で 大切と これからの生がらに使わせて いたださたいと 思いいます。 ニ人の子供いむ、話をして 理解を対す、みなるまのあたた 知い 裁特力を 大切にしなけれますがらないと 話をしております。

村に感謝へ馬指うでいばいです

## 〈金沢地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等) 判及内分、かイタンス内分、はと7.6よいと思います。

今後の生活していくうえでとても知かります。 利井によりますが、同り気持ちでいるオヤとおおしとの妊娠されたオ などお伺いできる場かあれば、今の気持ちから前に追む参考になれず。 と思います

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします 実を表うことなど想像もしていませんでしたが、表ってまり存在を反めて 多かりました。今はトンネルのやにいる状態ですが、所聞をかりなから前に 進んでいるたいと思います。 遇んでいくうえで 今使まま たはくかですので、 家族女後支持からの収入はとても知かります。

こういった判員のあることにとても感謝しています。

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

死亡・高度障害のとき (加入対象区分:本人)

		The same of		(m nó	<b>十六 (A=1)</b>				光し・同反阵	害のとき(加人				R4A & IRA (TT.)		^\
				保障	内容(合計)		I	n+		保険料	(概算)			一時金の場合(死亡・高	<b>島 皮障害保険</b> 金	
コース名	ボーナス 給付	<b>年齢</b> (保険年齢)	生年月日	月額年金給付額	ボーナス年金給付額	年金受取期間	受取総額	一時金の場合	月払係		半年払			保障① 一時金の場合		保障② 一時金の場合
		(歳)			(約 万円)	(年)	(約 万円)	<b>保険金)</b> (万円)	<b>男性</b> (円)	女性(円)	男性	女性(円)	コース名	(死亡・高度障害保険金) (万円)	コース名	(死亡・高度障害保険金) (万円)
		18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1		10	27	5,494	4,923	3,082	2,064	2,117	1,420		1,022		3,901
		36~40	1985.2.2 ~ 1990.2.1		10	25	5,088	4,599	3,625	3,129	2,488	2,148		1,022		3,577
		41 ~ 45	1980.2.2 ~ 1985.2.1			20	4,656	4,307	3,969	3,058	6,716	5,177				3,380
	あり	46~50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	15		15	3,493	3,309	4,428	3,392	7,495	5,743	C1	927	C1	2,382
	(C1 + C1)	51~55	1970.2.2 ~ 1975.2.1	_ 13	25	10	2,352	2,282	4,638	3,260	7,821	5,498	<u> </u>		CI	1,355
		56 ~ 60	$1965.2.2 \sim 1970.2.1$		25	8	1,859	1,820	5,588	3,437	9,480	5,830		700		1,120
en és		61~65	1960.2.2 ~ 1965.2.1			5	1,165	1,157	5,546	2,956	9,404	5,011		469		688
月額		66~70	1955.2.2 ~ 1960.2.1			5	1,165	1,157	8,210	3,979	13,921	6,748				688
15 万円コース		18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1			30	5,473	4,835	3,363	2,251						3,932
		36~40	1985.2.2 ~ 1990.2.1			25	4,560	4,120	3,612	3,117						3,217
	なし	41~45	1980.2.2 ~ 1985.2.1			20	3,648	3,378	3,980	3,068				903		2,475
		46 ~ 50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	15	_	15	2,736	2,594	4,437	3,399	-	_	С		С	1,691
	(C + C)	51 ~ 55	1970.2.2 ~ 1975.2.1			10	1,842	1,786	4,635	3,260				Ε40		883
		56 ~ 60	1965.2.2 ~ 1970.2.1			8	1,456	1,425	5,588	3,437				548		877
		61 ~ 65	1960.2.2 ~ 1965.2.1 1955.2.2 ~ 1960.2.1		-	5	913	906	5,546	2,956				367		539
		66 ~ 70					913	906	8,210	3,979	F. COO	2.015	<u> </u>			539
		18 ~ 35 36 ~ 40	1990.2.2 ~ 2008.2.1 1985.2.2 ~ 1990.2.1			30	5,185	4,581	2,256	1,510	5,690	3,815				3,725 3,048
		41 ~ 45	1980.2.2 ~ 1985.2.1		-	25 20	4,320 3,456	3,904 3,201	2,423 2,670	2,092 2,059	6,107 6,732	5,274 5,192		856		2,345
	あり (D1 + D1)	46~50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	10	25	15	2,593	2,459	2,978	2,059	7,515	5,760				1,603
		51 ~ 55	1970.2.2 ~ 1975.2.1			10	1,748	1,696	3,125	2,202	7,313	5,496	D1		D1	840
		56~60	1965.2.2 ~ 1970.2.1			8	1,740	1,351	3,749	2,197	9,480	5,490		520		831
		61 ~ 65	1960.2.2 ~ 1965.2.1			5	864	859	3,722	1,984	9,404	5,011		320		511
月額		66~70	1955.2.2 ~ 1960.2.1			5	864	859	5,510	2,671	13,921	6,748		348		511
10万円コース		18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1			30	3,672	3,244	2,256	1,510	13,321	0,7 40	<u> </u>			2,638
א במניטו		36~40	1985.2.2 ~ 1990.2.1		_	25	3,060	2,765	2,423	2,092					D	2,159
		41 ~ 45	1980.2.2 ~ 1985.2.1			20	2,448	2,267	2,670	2,059				606		1,661
	なし	46~50	1975.2.2 ~ 1980.2.1			15	1,836	1,741	2,978	2,282						1,135
	(D + D)	51 ~ 55	1970.2.2 ~ 1975.2.1	10		10	1,242	1,204	3,125	2,197	-	_	D			598
	,,		1965.2.2 ~ 1970.2.1			8	977	956	3,749	2,305				368		588
		61~65	1960.2.2 ~ 1965.2.1			5	612	608	3,722	1,984						362
		66~70				5	612	608	5,510	2,671				246		362
		18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1			30	4,164	3,680	1,814	1,215	4,558	3,056				2,992
		36 ~ 40	1985.2.2 ~ 1990.2.1			25	3,470	3,137	1,949	1,683	4,895	4,227				2,449
		41~45	1980.2.2 ~ 1985.2.1			20	2,776	2,573	2,149	1,656	5,399	4,163		688		1,885
	あり	46~50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	8	20	15	2,082	1,975	2,394	1,835	6,018	4,613	E1		E1	1,287
	(E1 + E1)	51 ~ 55	1970.2.2 ~ 1975.2.1		20	10	1,408	1,367	2,523	1,774	6,273	4,413	_ E1		EI	679
		56 ~ 60	1965.2.2 ~ 1970.2.1			8	1,109	1,085	3,012	1,852	7,607	4,679		418		667
		61~65	1960.2.2 ~ 1965.2.1		[	5	695	691	2,994	1,595	7,569	4,033		280		411
月額		66 ~ 70	1955.2.2 ~ 1960.2.1			5	695	691	4,432	2,148	11,204	5,430		200		411
8 万円コース		18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1			30	2,897	2,562	1,782	1,193						2,074
		36~40				25	2,460	2,224	1,949	1,683						1,736
		41~45	1980.2.2 ~ 1985.2.1			20	1,968	1,824	2,149	1,656				488		1,336
	なし	46~50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	8	_	15	1,476	1,400	2,394	1,835	_	_	E		Е	912
	(E + E)	51 ~ 55	1970.2.2 ~ 1975.2.1			10	1,001	972	2,523	1,774			_	0.5.1	_	484
		56~60	1965.2.2 ~ 1970.2.1			8	785	768	3,012	1,852				296		472
		61~65	1960.2.2 ~ 1965.2.1			5	492	489	2,994	1,595				198		291
		$ 66 \sim 70 $	1955.2.2 ~ 1960.2.1			5	492	489	4,432	2,148						291

				保障	内容(合計)					保険料	(概算)			一時金の場合(死亡・高	高度障害保険金	党) (内訳)
コース名	ボーナス	年齢	4.555	月額年金	ボーナス年金	年金受取期間	受取総額	一時金の場合 (死亡・高度障害	月払保	除料	半年払	保険料		保障① 一時金の場合		保障② 一時金の場合
	給付	(保険年齢)	生年月日	給付額	給付額			保険金)	男性	女性	男性	女性	コース名	(死亡・高度障害保険金)	コース名	(死亡・高度障害保険金)
		(歳)		(約 万円)	(約 万円)	(年)	(約 万円)	(万円)	(円)	(円)	(円)	(円)		(万円)		(万円)
		18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1			30	3,506	3,098	1,593	1,067	3,434	2,303				2,519
		36~40	1985.2.2 ~ 1990.2.1			25	2,921	2,640	1,711	1,477	3,689	3,185		579		2,061
		41 ~ 45	1980.2.2 ~ 1985.2.1		15	20	2,336	2,165	1,886	1,454	4,065	3,135		379		1,586
	あり	46 ~ 50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	7		15	1,752	1,662	2,102	1,610	4,532	3,474	F1		F1	1,083
	(F1 + F1)	51 ~ 55	$1970.2.2 \sim 1975.2.1$	/		8	947	927	1,781	1,251	3,806	2,676	F1	352	FI	575
		56 ~ 60	1965.2.2 ~ 1970.2.1			8	932	913	2,643	1,626	5,736	3,527		332		561
		61 ~ 65	1960.2.2 ~ 1965.2.1			5	584	581	2,626	1,400	5,695	3,034		236		345
月額		66 ~ 70	1955.2.2 ~ 1960.2.1			5	584	581	3,888	1,884	8,430	4,086		250		345
7万円コース		18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1			30	2,593	2,291	1,593	1,067						1,863
		36~40	1985.2.2 ~ 1990.2.1			25	2,136	1,931	1,693				1,503			
		41 ~ 45	1980.2.2 ~ 1985.2.1		_	20	1,728	1,601	1,886	1,454				428		1,173
	なし (F + F)	46 ~ 50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	7		15	1,296	1,229	2,102	1,610	_	_	F		F	801
		51 ~ 55	1970.2.2 ~ 1975.2.1	/		10	881	855	2,219	1,561			· •			427
		56~60	1965.2.2 ~ 1970.2.1			8	688	674	2,643	1,626				260		414
		61~65	1960.2.2 ~ 1965.2.1			5	432	429	2,626	1,400				174		255
		<b>66 ~ 70</b> 1955.2.2 ~ 1960.2.1			5	432	429	3,888	1,884				174		255	
		18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1			30	2,444	2,161	1,130	756	2,281	1,530		410		1,751
		36~40	1985.2.2 ~ 1990.2.1			25	2,070	1,871	1,236	1,067	2,472	2,134				1,461
		41 ~ 45	1980.2.2 ~ 1985.2.1			20	1,656	1,534	1,362	1,049	2,724	2,101				1,124
	あり	46 ~ 50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	5	10	15	1,243	1,179	1,519	1,164	3,046	2,334	G1		G1	769
	(G1 + G1)	51 ~ 55	1970.2.2 ~ 1975.2.1			10	848	823	1,614	1,136	3,192	2,245	J 01		91	413
		56~60	1965.2.2 ~ 1970.2.1			8	659	646	1,906	1,172	3,840	2,362		250		396
		61 ~ 65	1960.2.2 ~ 1965.2.1			5	424	422	1,904	1,014	4,160	2,217		176		246
月額		66 ~ 70	1955.2.2 ~ 1960.2.1			5	424	422	2,818	1,366	6,158	2,985		170		246
5万円コース		18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1			30	1,872	1,654	1,150	770						1,345
		36~40	1985.2.2 ~ 1990.2.1			25	1,560	1,410	1,236	1,067						1,101
		41 ~ 45	1980.2.2 ~ 1985.2.1			20	1,248	1,156	1,362	1,049				309		847
	なし	46~50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	5	_	15	936	888	1,519	1,164	_	_	G		G	579
	(G + G)	51~55	1970.2.2 ~ 1975.2.1			10	641	622	1,614	1,136			"		9	313
		56~60	1965.2.2 ~ 1970.2.1			8	496	486	1,906	1,172				188		298
		61~65	1960.2.2 ~ 1965.2.1			5	313	311	1,904	1,014				126		185
		66~70	1955.2.2 ~ 1960.2.1			5	313	311	2,818	1,366				120		185

#### 〈しくみ・保険料について〉

- 本制度は、新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。
- いずれか1種類を選んでください。
- •記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- •記載の保険料は2024年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。
- •保障①、保障②の保障内容・保険料の内訳はP29~52をご参照ください。
- •記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

#### 〈年金額について〉

- 65歳対応コースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプの設計となっています。また保障②部分については、年金原資を5年据え置いた場合の給付額となっています。
- 一時金セットコースは年金原資を据え置いていない場合の給付額となっています。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は 年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

#### 〈年金の取り扱いについて〉

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

#### 〈ボーナス部分のお取扱について〉

- ・ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- ・半年単位の契約応当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その半年払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

### ご注意ください

・配偶者プラン・こどもプランの保険金額は本人(保障①・保障②)の保険金額と同額以下でしか加入できません。 本人のご年代により加入できる組み合わせが異なりますので、詳細はP77~をご参照ください。

## 配偶者プラン

死亡・高度障害のとき (加入対象区分:配偶者)

### 受取期間5年間

### 年金月額 約7万円コース

年齢		月額年金	年金受取期間	年金受取総額	一時金の場合 (死亡・高度障害	月払保険料		
(保険年齢)	生年月日	給付額 (約 万円)	(年)	(約 万円)	保険金)	男性 (円)	女性 (円)	
	1000 2 2 - 2009 2 1	ענ וכל ביוו)	(/	(10 (21)	() () ()			
18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1					296	197	
36 ~ 40	1985.2.2 ~ 1990.2.1					373	322	
41 ~ 45	1980.2.2 ~ 1985.2.1					502	386	
46 ~ 50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	7.0	_	422	420	729	558	
51 ~ 55	1970.2.2 ~ 1975.2.1	7.0	5	433	429	1,107	776	
56~60	1965.2.2 ~ 1970.2.1					1,677	1,030	
61 ~ 65	1960.2.2 ~ 1965.2.1					2,621	1,394	
66~70	1955.2.2 ~ 1960.2.1					3,882	1,879	

#### 年金月額 約5万円コース

年齢		月額年金	年金受取期間	年金受取総額	一時金の場合 (死亡・高度障害	月払保険料		
(保険年齢)	生年月日	<b>給付額</b> (約 万円)	(年)	(約 万円)	<b>保険金)</b> (万円)	男 性 (円)	女性 (円)	
18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1					213	142	
36~40	1985.2.2 ~ 1990.2.1					269	232	
41 ~ 45	1980.2.2 ~ 1985.2.1					362	278	
46 ~ 50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	ΕO	_	312	309	525	402	
51 ~ 55	1970.2.2 ~ 1975.2.1	5.0	5	312		797	559	
56~60	1965.2.2 ~ 1970.2.1					1,208	742	
61~65	1960.2.2 ~ 1965.2.1					1,888	1,004	
66 ~ 70	1955.2.2 ~ 1960.2.1					2,796	1,353	

#### 年金月額 約3万円コース

年齢		月額年金	年金受取期間	年金受取総額	一時金の場合 (死亡・高度障害	月払保険料		
(保険年齢)	生年月日	給付額 (約 万円)	(年)	(約 万円)	<b>保険金)</b> (万円)	男性 (円)	女性 (円)	
18 ~ 35	1990.2.2 ~ 2008.2.1					128	85	
36~40	1985.2.2 ~ 1990.2.1				105	161	139	
41 ~ 45	1980.2.2 ~ 1985.2.1					216	167	
46 ~ 50	1975.2.2 ~ 1980.2.1	2.0	5	106		315	241	
51 ~ 55	1970.2.2 ~ 1975.2.1	3.0	5	186	185	477	335	
56~60	1965.2.2 ~ 1970.2.1					723	444	
61~65	1960.2.2 ~ 1965.2.1					1,130	601	
66 ~ 70	1955.2.2 ~ 1960.2.1					1,674	810	

#### • 年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。

本人の保険金額(年金原資)が配偶者・こどもの保険金額(年金原資)未満となった場合は自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。

### 配偶者プラン

死亡・高度障害のとき (加入対象区分:配偶者)

受取期間10年間

### 年金月額 約7万円コース

					n+	<b>□</b> +/ /	中企业	一時	金の場合(死亡・高	度障害保	民険金) (内訳)	
年齢		月額年金	年金受取		一時金の場合 死亡・高度障害	月扣	月払保険料		保障①		保障②	
(保険年齢)	生年月日	給付額	期間	総額	保険金	男性	女性	保障額	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)	保障額	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)	
(歳)		(約 万円)	(年)	(約 万円)	9) (万円)	(円)	(円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	
18~35	1990.2.2~2008.2.1					605	407					
36~40	1985.2.2~1990.2.1					759	657	420	400	400		
41~45	1980.2.2~1985.2.1					1,017	785					
46~50	1975.2.2~1980.2.1	7.0	10	004	050	1,471	1,129				429	
51~55	1970.2.2~1975.2.1	7.0	10	884	858	2,227	1,565	429	429	429	429	
56~60	1965.2.2~1970.2.1	1				3,367	2,072					
61~65	1960.2.2~1965.2.1					5,255	2,801					
66~70	1955.2.2~1960.2.1	]				7,777	3,771					

#### 年金月額 約5万円コース

					n+	□+1 <i>I</i> 1	77全料	一時	金の場合(死亡・高)	度障害保険金) (内訳)		
年齢		月額年金	年金受取	年金受取	一時金の場合 死亡・高度障害	月払保険料		保障①		保障②		
(保険年齢)	生年月日	給付額	期間	総額	保険金	男性女性		保障額	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)	保障額	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)	
(歳)		(約 万円)	(年)	(約 万円)	万円) (万円)	(円)	(円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	
18~35	1990.2.2~2008.2.1					435	293					
36~40	1985.2.2~1990.2.1					547	473	309	309	200		
41~45	1980.2.2~1985.2.1					733	565					
46~50	1975.2.2~1980.2.1	F 0	10	627		1,060	813				200	
51~55	1970.2.2~1975.2.1	5.0	10	637	618	1,603	1,128			309	309	
56~60	1965.2.2~1970.2.1					2,425	1,493					
61~65	1960.2.2~1965.2.1					3,785	2,018					
66~70	1955.2.2~1960.2.1					5,602	2,716					

#### 年金月額 約3万円コース

						FI ±1.49	 呆険料	一時	金の場合(死亡・高)	度障害保	<b>除金)(内訳)</b>		
年齢		月額年金	年金受取	年金受取	一時金の場合 死亡・高度障害	D1A1	733417217		保障①		保障②		
(保険年齢)	生年月日	給付額	期間	総額	保険金	男性			一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)	保障額	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)		
(歳)		(約 万円)	(年)	(約 万円)	(万円)	(円)	(円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)		
18~35	1990.2.2~2008.2.1					261	176						
36~40	1985.2.2~1990.2.1					328	283						
41~45	1980.2.2~1985.2.1							438	339				
46~50	1975.2.2~1980.2.1	2.0	10	380	270	635	487	105	105	405	105		
51~55	1970.2.2~1975.2.1	3.0	10	360	370	960	675	185	185	185	185		
56~60	1965.2.2~1970.2.1					1,452	894						
61~65	1960.2.2~1965.2.1					2,266	1,208						
66~70	1955.2.2~1960.2.1					3,354	1,626						

### こどもプラン

#### 死亡・高度障害のとき (加入対象区分:こども)

コース 年齢 生年月日 (保険年齢)		生年月日	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)	月払保険料		
300万円	3~22歳	2003.2.2 ~ 2023.2.1	300 万円	一律 210 円		
100万円			100万円	一律 70円		

- ※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ※配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- ※配偶者およびこども特約の保険料は月払のみです。
- ※受取期間10年間の配偶者プランは新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。
- ※保障①、保障②の保障内容、保険料の内訳についてはP29~P52をご参照ください。
- ※100万円コースは本人の保険金額(保障①)によって加入に制限があります。
- 100万円コース以外のコースを選択できる場合は取り扱いできません。
- <年金額について>
- 受取期間10年間のコースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプの設計となっています。
- また、保障②の部分については、年金原資を5年間据え置いた場合の受取総額となっています。
- ※記載の保険料は2024年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。
- ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

# 家族支援共済 保障①





保険期間 2025年8月1日(金)~2026年7月31日(金) 加入対象者本人配偶者

※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。内容はP21~P27をご確認ください。

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

					死亡•高度	障害のとき				
			月額	戶給付		ボーナス給付(年2回)				
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金受取期間	年金月額	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金受取期間	ボーナス給付額	ボーナス 給付年金 受取総額	
	18~35歳	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)	
	(1990.2.2 ~ 2008.2.1)	918	5	15.4	927	104	5	10.5	105	
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	918	5	15.4	927	104	5	10.5	105	
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	726	4	15.2	729	201	4	25.2	202	
<b>C1</b>	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	726	4	15.2	729	201	4	25.2	202	
CI	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	726	4	15.2	729	201	4	25.2	202	
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	548	3	15.2	548	152	3	25.3	152	
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	367	2	15.2	365	102	2	25.3	101	
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	367	2	15.2	365	102	2	25.3	101	
	18 ~ 35 歳 (1990.2.2 ~ 2008.2.1)	606	5	10.2	612	250	5	25.2	252	
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	606	5	10.2	612	250	5	25.2	252	
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	606	5	10.2	612	250	5	25.2	252	
D1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	606	5	10.2	612	250	5	25.2	252	
וט	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	606	5	10.2	612	250	5	25.2	252	
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	368	3	10.2	368	152	3	25.3	152	
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	246	2	10.2	244	102	2	25.3	101	
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	246	2	10.2	244	102	2	25.3	101	

意向確認 ご加入前の ご確認

家族支援共済 保障①は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とす る生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、 保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

				本人					
					死亡•高度	障害のとき			
			月額	<b>顛給付</b>		ボ-	ーナス約	合付(年2回)	
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	年金月額	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	ボーナス給付額	ボーナス 給付年金 受取総額
	18~35歳	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)
	(1990.2.2 ~ 2008.2.1)	488	5	8.2	492	200	5	20.2	202
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	488	5	8.2	492	200	5	20.2	202
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	488	5	8.2	492	200	5	20.2	202
E1	<b>46 ~ 50 歳</b> (1975.2.2 ~ 1980.2.1)	488	5	8.2	492	200	5	20.2	202
	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	488	5	8.2	492	200	5	20.2	202
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	296	3	8.2	296	122	3	20.3	122
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	198	2	8.2	197	82	2	20.4	81
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	198	2	8.2	197	82	2	20.4	81
	18~35歳 (1990.2.2~2008.2.1)	428	5	7.2	432	151	5	15.2	152
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	428	5	7.2	432	151	5	15.2	152
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	428	5	7.2	432	151	5	15.2	152
F1	<b>46 ~ 50 歳</b> (1975.2.2 ~ 1980.2.1)	428	5	7.2	432	151	5	15.2	152
''	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	260	3	7.2	260	92	3	15.3	92
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	260	3	7.2	260	92	3	15.3	92
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	174	2	7.2	173	62	2	15.4	61
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	174	2	7.2	173	62	2	15.4	61
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	309	5	5.2	312	101	5	10.2	102
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	309	5	5.2	312	101	5	10.2	102
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	309	5	5.2	312	101	5	10.2	102
G1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	309	5	5.2	312	101	5	10.2	102
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	309	5	5.2	312	101	5	10.2	102
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	188	3	5.2	188	62	3	10.3	62
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	126	2	5.2	125	50	2	12.4	49

			月額	<b>原給付</b>		ボー	-ナス約	合付(年2回)	
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	年金月額	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	ボーナス 給付額	ボーナス 給付年金 受取総額
	66 70 5	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)
G1	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	126	2	5.2	125	50	2	12.4	49
	18 ~ 35 歳 (1990.2.2 ~ 2008.2.1)	903	5	15.2	912	-	-	-	-
	<b>36~40</b> 歳 (1985.2.2~1990.2.1)	903	5	15.2	912	-	-	-	-
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	903	5	15.2	912	-	-	-	-
	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	903	5	15.2	912	-	-	-	-
С	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	903	5	15.2	912	-	-	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	548	3	15.2	548	-	-	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	367	2	15.2	365	-	-	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	367	2	15.2	365	-	-	-	-
	18 ~ 35 歳 (1990.2.2 ~ 2008.2.1)	606	5	10.2	612	-	-	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	606	5	10.2	612	-	-	-	-
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	606	5	10.2	612	-	-	-	-
	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	606	5	10.2	612	-	-	-	-
D	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	606	5	10.2	612	-	-	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	368	3	10.2	368	-	-	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	246	2	10.2	244	-	-	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	246	2	10.2	244	-	-	-	-
	18 ~ 35 歳 (1990.2.2 ~ 2008.2.1)	488	5	8.2	492	-	-	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	488	5	8.2	492	-	-	-	-
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	488	5	8.2	492	-	-	-	-
E	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	488	5	8.2	492	-	-	-	-
_	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	488	5	8.2	492	-	-	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	296	3	8.2	296	-	-	-	-
	61~65歳 (1960.2.2~1965.2.1)	198	2	8.2	197	-	-	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	198	2	8.2	197	-	-	-	-

	本 人												
					死亡•高度	障害のとき							
			月割	頂給付		ボ-	ーナス約	合付(年2回)					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	年金月額	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	ボーナス 給付額	ボーナス 給付年金 受取総額				
		(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)				
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	428	5	7.2	432	-	-	-	-				
F	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	428	5	7.2	432	-	-	-	-				
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	428	5	7.2	432	-	-	-	-				
	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	428	5	7.2	432	-	-	-	-				
_	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	428	5	7.2	432	-	-	-	-				
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	260	3	7.2	260	-	-	-	-				
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	174	2	7.2	173	-	-	-	-				
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	174	2	7.2	173	-	-	-	-				
	18~35歳 (1990.2.2~2008.2.1)	309	5	5.2	312	-	-	-	-				
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	309	5	5.2	312	-	-	-	-				
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	309	5	5.2	312	-	-	-	-				
G	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	309	5	5.2	312	-	-	-	-				
G	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	309	5	5.2	312	-	-	-	-				
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	188	3	5.2	188	-	-	-	-				
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	126	2	5.2	125	-	-	-	-				
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	126	2	5.2	125	-	-	-	-				

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下 に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

#### 年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき 36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者

		配偶者							
			死亡	高度障害のとき					
申込	<b>年齢【保険年齢】</b> (生年月日)	月額給付							
金額(万円)		年金原資 【死亡·高度障害保険金】	年金 受取期間	年金月額	月額給付 年金受取総額				
		(万円)	(年)	(約 万円)	(約 万円)				
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	100	-	-	-				
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	100	-	-	-				
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	100	-	-	-				
100	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	100	-	-	-				
100	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	100	-	-	-				
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	100	-	-	-				
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	100	-	-	-				
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	100	-	-	-				

<sup>•</sup>記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

## 保険金のお支払いに関するご注意



- ●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- ●高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高 度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- 本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.86



保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.86

33 次ページの表に続く

## ●保険料 (単位:円)

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人											
申込	年齢【保険年齢】	月払保険	<b>倹料</b> (円)	半年払保	<b>険料</b> (円)						
コース	(生年月日)	男性	女性	男性	女性						
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	661	450	459	312						
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	826	716	573	496						
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	871	675	1,475	1,144						
C1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,256	966	2,129	1,636						
<b>.</b>	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,895	1,336	3,210	2,263						
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	2,159	1,332	3,665	2,260						
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	2,253	1,204	3,833	2,047						
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	3,332	1,618	5,668	2,753						
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	436	297	1,103	750						
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	545	473	1,378	1,193						
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	727	564	1,835	1,423						
D1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,048	806	2,648	2,035						
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,582	1,115	3,993	2,815						
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,450	894	3,665	2,260						
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,510	807	3,833	2,047						
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	2,234	1,085	5,668	2,753						
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	351	239	882	600						
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	439	381	1,102	954						
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	586	454	1,468	1,138						
E1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	844	649	2,118	1,628						
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,274	898	3,194	2,252						
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,166	719	2,941	1,814						
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,216	649	3,082	1,646						
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	1,798	873	4,557	2,213						

		本 人			
申込	年齢【保険年齢】	月払保防	<b>倹料</b> (円)	半年払保	<b>険料</b> (円)
コース	(生年月日)	男性	女性	男性	女性
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	308	210	666	453
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	385	334	832	720
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	514	398	1,108	859
F1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	740	569	1,599	1,229
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	679	478	1,469	1,036
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,024	632	2,218	1,368
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,068	571	2,330	1,244
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	1,580	767	3,445	1,673
	18~35歳 (1990.2.2~2008.2.1)	222	151	445	303
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	278	241	557	482
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	371	287	741	575
G1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	535	411	1,070	822
G.	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	806	569	1,613	1,137
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	741	457	1,495	922
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	774	413	1,879	1,004
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	1,144	556	2,779	1,350
	18~35歳 (1990.2.2~2008.2.1)	650	442	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	813	704	-	-
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	1,084	840	-	-
С	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,562	1,201	-	-
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	2,357	1,662	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	2,159	1,332	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	2,253	1,204	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	3,332	1,618	-	-

本 人								
申込	年齢【保険年齢】	月払保障	(円)	半年払保	<b>険料</b> (円)			
コース	(生年月日)	男性	女性	男性	女性			
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	436	297	-	-			
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	545	473	-	-			
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	727	564	-	-			
D	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,048	806	-	-			
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,582	1,115	-	-			
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,450	894	-	-			
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,510	807	-	-			
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	2,234	1,085	-	-			
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	351	239	-	-			
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	439	381	-	-			
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	586	454	-	-			
E	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	844	649	-	-			
_	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,274	898	-	-			
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,166	719	-	-			
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,216	649	-	-			
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	1,798	873	-	-			
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	308	210	-	-			
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	385	334	-	-			
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	514	398	-	-			
F	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	740	569	-	-			
r	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,117	788	-	-			
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,024	632	-	-			
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,068	571	-	-			
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	1,580	767	-	-			
	(1909.2.2 - 1900.2.1)							

本 人							
申込	年齢【保険年齢】	月払保険	<b>倹料</b> (円)	半年払保険料(円)			
コース	(生年月日)	男性	女性	男性	女性		
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	222	151	-	-		
	<b>36~40</b> 歳 (1985.2.2~1990.2.1)	278	241	-	-		
	<b>41~45</b> 歳 (1980.2.2~1985.2.1)	371	287	-	-		
G	<b>46~50</b> 歳 (1975.2.2~1980.2.1)	535	411	-	-		
g	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	806	569	-	-		
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	741	457	-	-		
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	774	413	-	-		
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	1,144	556	-	-		

	i	配偶者	
申込	年齢【保険年齢】	月払保障	<b>倹料</b> (円)
金額(万円)	(生年月日)	男性	女性
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	309	210
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	386	335
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	515	399
429	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	742	571
429	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,120	789
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,690	1,042
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	2,634	1,407
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	3,895	1,892
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	222	151
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	278	241
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	371	287
309	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	535	411
309	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	806	569
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,217	751
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,897	1,014
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	2,806	1,363

		配偶者	
申込	年齢【保険年齢】	月払保	<b>倹料</b> (円)
金額(万円)	(生年月日)	男性	女性
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	133	91
	<b>36~40</b> 歳 (1985.2.2~1990.2.1)	167	144
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	222	172
185	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	320	246
103	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	483	340
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	729	450
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,136	607
	<b>66~70</b> 歳 (1955.2.2~1960.2.1)	1,680	816
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	72	49
	<b>36~40</b> 歳 (1985.2.2~1990.2.1)	90	78
	<b>41~45</b> 歳 (1980.2.2~1985.2.1)	120	93
100	<b>46~50</b> 歳 (1975.2.2~1980.2.1)	173	133
100	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	261	184
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	394	243
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	614	328
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	908	441

<sup>•</sup>記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。



保険期間 2025年8月1日(金)~2026年7月31日(金) 加入対象者 本人 配偶者 こども

※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。内容はP21~P27をご確認ください。

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

本 人									
					死亡•高度	障害のとき			
			月割	戶給付		ボーナス給付(年2回)			
申込コース	<b>年齢【保険年齢】</b> (生年月日)	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	年金月額	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金受取期間	ボーナス 給付額	ボーナス 給付年金 受取総額
	18~35歳	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)
	$(1990.2.2 \sim 2008.2.1)$	3,508	22	15.2	4,013	393	22	10.2	449
	36~40歳 (1985.2.2~1990.2.1) 41~45歳 (1980.2.2~1985.2.1)	3,217	20	15.2	3,648	360	20	10.2	408
		2,648	16	15.2	2,919	732	16	25.2	806
<b>C1</b>	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,866	11	15.2	2,007	516	11	25.2	555
	51~55歳 (1970.2.2~1975.2.1) 56~60歳 (1965.2.2~1970.2.1)	1,063	6	15.4	1,115	292	6	25.5	306
		877	5	15.1	908	243	5	25.1	251
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	539	3	15.2	548	149	3	25.2	151
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	539	3	15.2	548	149	3	25.2	151
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	2,638	25	10.2	3,060	1,087	25	25.2	1,261
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	2,159	20	10.2	2,448	889	20	25.2	1,008
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	1,661	15	10.2	1,836	684	15	25.2	756
D1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,135	10	10.2	1,224	468	10	25.2	505
D1	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	598	5	10.5	630	242	5	25.4	254
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	588	5	10.1	609	243	5	25.1	251
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	362	3	10.2	368	149	3	25.2	151
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	362	3	10.2	368	149	3	25.2	151

意向確認 ご加入前の ご確認

家族支援共済 保障②は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とす る生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、 保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

				本 人					
					死亡•高度	障害のとき			
eta 13	<b>年齢【保険年齢】</b> (生年月日)		月額	<b>頁給付</b>	ボーナス給付(年2回)				
申込コース		年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	年金月額	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	ボーナス 給付額	ボーナス 給付年金 受取総額
	18~35歳	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)
	(1990.2.2 ~ 2008.2.1)	2,121	25	8.2	2,460	871	25	20.2	1,010
	36~40歳 (1985.2.2~1990.2.1)	1,736	20	8.2	1,968	713	20	20.2	808
	<b>41 ~ 45</b> 歳 (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	1,336	15	8.2	1,476	549	15	20.2	606
E1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	912	10	8.2	984	375	10	20.2	404
	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	484	5	8.4	509	195	5	20.5	205
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	472	5	8.1	489	195	5	20.2	202
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	291	3	8.2	295	120	3	20.3	122
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	291	3	8.2	295	120	3	20.3	122
	18~35歳 (1990.2.2~2008.2.1)	1,863	25	7.2	2,161	656	25	15.2	761
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,524	20	7.2	1,728	537	20	15.2	609
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	1,173	15	7.2	1,296	413	15	15.2	456
F1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	801	10	7.2	864	282	10	15.2	304
''	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	427	5	7.3	442	148	5	15.3	153
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	414	5	7.1	428	147	5	15.2	152
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	255	3	7.2	259	90	3	15.2	91
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	255	3	7.2	259	90	3	15.2	91
	18~35歳 (1990.2.2~2008.2.1)	1,316	25	5.0	1,526	435	25	10.0	504
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,101	20	5.2	1,248	360	20	10.2	408
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	847	15	5.2	936	277	15	10.2	306
G1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	579	10	5.2	624	190	10	10.2	205
	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	313	5	5.4	329	100	5	10.5	105
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	298	5	5.1	308	98	5	10.1	101
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	185	3	5.2	188	61	3	10.3	62

	<u> </u>								
					死亡•高度	障害のとき			
rts 7	左\$\$【/□□☆左\$\$		月額	<b>顧給付</b>		ボー	-ナス約	合付(年2回)	
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	<b>ボーナス 給付額</b> (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
C1	66~70歳								
G1	(1955.2.2~1960.2.1) <b>18~35</b> 歳	185	3	5.2	188	61	3	10.3	62
	(1990.2.2~2008.2.1) <b>36~40</b> 歳	3,932	25	15.2	4,561	-	-	-	-
	(1985.2.2 ~ 1990.2.1) <b>41 ~ 45</b> 歳	3,217	20	15.2	3,648	-	-	-	-
	(1980.2.2 ~ 1985.2.1)	2,475	15	15.2	2,736	-	-	-	-
С	46~50歳 (1975.2.2~1980.2.1)	1,691	10	15.2	1,824	-	-	-	-
	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	883	5	15.5	930	-	-	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	877	5	15.1	908	-	-	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	539	3	15.2	548	-	-	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	539	3	15.2	548	-	-	-	-
	18~35歳 (1990.2.2~2008.2.1)	2,638	25	10.2	3,060	-	-	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	2,159	20	10.2	2,448	-	-	-	-
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	1,661	15	10.2	1,836	-	-	-	-
D	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,135	10	10.2	1,224	-	-	-	-
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	598	5	10.5	630	-	-	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	588	5	10.1	609	-	-	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	362	3	10.2	368	-	-	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	362	3	10.2	368	-	-	-	-
	18~35歳 (1990.2.2~2008.2.1)	2,074	25	8.0	2,405	-	-	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,736	20	8.2	1,968	-	-	-	-
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	1,336	15	8.2	1,476	-	-	-	-
_	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	912	10	8.2	984	-	-	-	-
E	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	484	5	8.4	509	-	-	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	472	5	8.1	489	-	-	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	291	3	8.2	295	-	-	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	291	3	8.2	295	-	-	-	-

	<u>本人</u>								
					死亡•高度	障害のとき			
			月割	<b>真給付</b>		ボー	ーナス約	合付(年2回)	
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	年金月額	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡·高度障害 保険金】	年金 受取 期間	ボーナス 給付額	ボーナス 給付年金 受取総額
		(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)
	18~35歳 (1990.2.2~2008.2.1)	1,863	25	7.2	2,161	-	-	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,503	20	7.1	1,704	-	-	-	-
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	1,173	15	7.2	1,296	-	-	-	-
F	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	801	10	7.2	864	-	-	-	-
F	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	427	5	7.4	449	-	-	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	414	5	7.1	428	-	-	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	255	3	7.2	259	-	-	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	255	3	7.2	259	-	-	-	-
	18~35歳 (1990.2.2~2008.2.1)	1,345	25	5.2	1,560	-	-	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,101	20	5.2	1,248	-	-	-	-
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	847	15	5.2	936	-	-	-	-
G	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	579	10	5.2	624	-	-	-	-
G	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	313	5	5.4	329	-	-	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	298	5	5.1	308	-	-	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	185	3	5.2	188	-	-	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	185	3	5.2	188	-	-	-	-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人 の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

#### 年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき 36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

		配偶者			
			死亡	高度障害のとき	
申込	年齢【保険年齢】			月額給付	
金額(万円)	(生年月日)	年金原資 【死亡·高度障害保険金】	年金 受取期間	年金月額	月額給付年金受取総額
	18~35歳	(万円)	(年)	(約 万円)	(約 万円)
	(1990.2.2 ~ 2008.2.1)	429	5	7.2	433
	36~40歳 (1985.2.2~1990.2.1)	429	5	7.2	433
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	429	5	7.2	433
429	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	429	5	7.2	433
	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	429	5	7.2	433
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	429	5	7.2	433
	<b>61 ~ 65 歳</b> (1960.2.2 ~ 1965.2.1)	429	5	7.2	433
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	429	5	7.2	433
	<b>18 ~ 35 歳</b> (1990.2.2 ~ 2008.2.1)	309	5	5.2	312
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	309	5	5.2	312
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	309	5	5.2	312
309	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	309	5	5.2	312
303	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	309	5	5.2	312
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	309	5	5.2	312
	<b>61 ~ 65 歳</b> (1960.2.2 ~ 1965.2.1)	309	5	5.2	312
	<b>66~70</b> 歳 (1955.2.2~1960.2.1)	309	5	5.2	312
	<b>18 ~ 35 歳</b> (1990.2.2 ~ 2008.2.1)	185	5	3.1	186
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	185	5	3.1	186
	<b>41 ~ 45 歳</b> (1980.2.2 ~ 1985.2.1)	185	5	3.1	186
185	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	185	5	3.1	186
	<b>51 ~ 55 歳</b> (1970.2.2 ~ 1975.2.1)	185	5	3.1	186
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	185	5	3.1	186
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	185	5	3.1	186
	66 ~ 70 歳 (1955.2.2 ~ 1960.2.1)	185	5	3.1	186

<sup>•</sup> 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

こども				
th: 1	死亡・高度障害のとき			
申込 金額(万円)	【死亡•高度障害保険金】			
MER (751 3)	(万円)			
300	300			
100	100			

## 保険金のお支払いに関するご注意



- ●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険
- ●高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高 度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金·高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.86

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.86

## ●保険料 (単位:円)

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

		本 人			
申込	年齢【保険年齢】	月払保険	<b>倹料</b> (円)	半年払保	<b>険料</b> (円)
コース	(生年月日)	男性	女性	男性	女性
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	2,421	1,614	1,658	1,108
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	2,799	2,413	1,915	1,652
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	3,098	2,383	5,241	4,033
C1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	3,172	2,426	5,366	4,107
Ci	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	2,743	1,924	4,611	3,235
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	3,429	2,105	5,815	3,570
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	3,293	1,752	5,571	2,964
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	4,878	2,361	8,253	3,995
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	1,820	1,213	4,587	3,065
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,878	1,619	4,729	4,081
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	1,943	1,495	4,897	3,769
D1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,930	1,476	4,867	3,725
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,543	1,082	3,821	2,681
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	2,299	1,411	5,815	3,570
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	2,212	1,177	5,571	2,964
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	3,276	1,586	8,253	3,995
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	1,463	976	3,676	2,456
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,510	1,302	3,793	3,273
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	1,563	1,202	3,931	3,025
E1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,550	1,186	3,900	2,985
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,249	876	3,079	2,161
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,846	1,133	4,666	2,865
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,778	946	4,487	2,387
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	2,634	1,275	6,647	3,217

		本 人			
申込	年齢【保険年齢】	月払保防	<b>倹料</b> (円)	半年払保	<b>険料</b> (円)
コース	(生年月日)	男性	女性	男性	女性
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	1,285	857	2,768	1,850
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,326	1,143	2,857	2,465
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	1,372	1,056	2,957	2,276
F1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,362	1,041	2,933	2,245
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,102	773	2,337	1,640
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,619	994	3,518	2,159
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,558	829	3,365	1,790
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	2,308	1,117	4,985	2,413
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	908	605	1,836	1,227
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	958	826	1,915	1,652
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	991	762	1,983	1,526
G1	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	984	753	1,976	1,512
G1	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	808	567	1,579	1,108
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,165	715	2,345	1,440
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,130	601	2,281	1,213
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	1,674	810	3,379	1,635
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	2,713	1,809	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	2,799	2,413	-	-
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	2,896	2,228	-	-
С	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	2,875	2,198	-	-
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	2,278	1,598	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	3,429	2,105	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	3,293	1,752	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	4,878	2,361	-	-

		本 人	•		
申込	年齢【保険年齢】	月払保限	<b>) (円)</b>	半年払保	<b>険料</b> (円)
コース	(生年月日)	男性	女性	男性	女性
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	1,820	1,213	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,878	1,619	-	-
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	1,943	1,495	-	-
D	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,930	1,476	-	-
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,543	1,082	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	2,299	1,411	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	2,212	1,177	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	3,276	1,586	-	-
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	1,431	954	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,510	1,302	-	-
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	1,563	1,202	-	-
E	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,550	1,186	-	-
_	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,249	876	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,846	1,133	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,778	946	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	2,634	1,275	-	-
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	1,285	857	-	-
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	1,308	1,127	-	-
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	1,372	1,056	-	-
F	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	1,362	1,041	-	-
'	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,102	773	-	-
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,619	994	-	-
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,558	829	-	-
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	2,308	1,117	-	-

		本 人					
申込	年齢【保険年齢】	月払保防	<b>倹料</b> (円)	半年払保険料(円)			
コース	(生年月日)	男性	女性	男性	女性		
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	928	619	-	-		
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	958	826	-	-		
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	991	762	-	-		
G	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	984	753	-	-		
G	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	808	567	-	-		
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,165	715	-	-		
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,130	601	-	-		
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	1,674	810	-	-		

申込	年齢【保険年齢】		<b>倹料</b> (円)
金額(万円)	(生年月日)	男性	女性
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	296	197
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	373	322
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	502	386
429	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	729	558
123	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	1,107	776
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,677	1,030
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	2,621	1,394
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	3,882	1,879
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	213	142
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	269	232
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	362	278
309	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	525	402
	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	797	559
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	1,208	742
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,888	1,004
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	2,796	1,353
	<b>18~35歳</b> (1990.2.2~2008.2.1)	128	85
	<b>36~40歳</b> (1985.2.2~1990.2.1)	161	139
	<b>41~45歳</b> (1980.2.2~1985.2.1)	216	167
185	<b>46~50歳</b> (1975.2.2~1980.2.1)	315	241
105	<b>51~55歳</b> (1970.2.2~1975.2.1)	477	335
	<b>56~60歳</b> (1965.2.2~1970.2.1)	723	444
	<b>61~65歳</b> (1960.2.2~1965.2.1)	1,130	601
	<b>66~70歳</b> (1955.2.2~1960.2.1)	1,674	810

	こども	
申込金額(万円)	<b>月払保険料</b> (F	円)
300	210	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律
100	70	<b>3~22歳</b> (2003.2.2~2023.2.1)

<sup>•</sup>記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

65歳対応コース

死亡・高度障害のとき (加入対象区分:本人)

			保障①	)内容(1年	目~5年	目分)	(年金		章② 内容( 間据え置い <i>1</i>		<b>降)</b> 表示しています。)	保障①+② 内容			
型	<b>年齢</b> (保険年齢)	受取 年数	初年		受取 総額	一時金の場合(死亡・高度障害保険金)	受取 年数	初年年金月額		受取 総額	一時金の場合(死亡・高度障害保険金)	受取 年数	受取 総額	一時金の場合(死亡・高度障害保険金)	
	(歳)	(年)	(約万円)	(約万円)	(約万円)	(年金原資) (万円)	(年)		(約万円)	(約万円)	(年金原資) (万円)	(年)	(約万円)	(年金原資) (万円)	
	18~35						25	8.1	20.8	3,480	3,000	30	4,153	3,668	
	36~40					3 668		9.4	24.1	3,230	2,849	25	3,903	3,517	
	41~45		7.9		673			9.1	23.4	2,350	2,126	20	3,023	2,794	
J1	46~50	5		19.8			10	8.8	22.6	1,517	1,406	15	2,190	2,074	
(J1+J1)	51~55	5		19.0			7	8.7	22.1	1,041	979	12	1,714	1,647	
	56~60						5	7.5	21.7	668	635	10	1,282	1,244	
	61~65		6.9		614	609	5	7.5	21.7	668	635	10	1,282	1,244	
	66~70						5	7.5	21.7	668	635	10	1,282	1,244	
	18~35						25	7.2	18.6	3,106	2,678	30	3,611	3,179	
	36~40						20	7.0	18.1	2,422	2,137	25	2,927	2,638	
	41~45						15	6.8	17.5	1,764	1,596	20	2,269	2,097	
R1	46~50	5	5.9	14.9	505	E01	10	6.6	16.9	1,136	1,054	15	1,641	1,555	
(R1+R1)	51~55	) 5	3.3	14.3	303		7	6.5	16.5	780	734	12	1,285	1,235	
	56~60						5	6.4	16.3	549	522	10	1,054	1,023	
	61~65						5	6.4	16.3	549	522	10	1,054	1,023	
	66~70							6.4	16.3	549	522	10	1,054	1,023	

#### 〈しくみ・保険料について〉

- ※本制度は、新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。(65歳対応コース、一時金セットコース)
- ※いずれか1種類を選んでください。
- ※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける 方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ※この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ※記載の保険料は2024年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する 優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

	<b>但陪①</b> 上②	合計保険料		保険料内訳									
	木牌サイ				保	章①			保隆	章②			
月払係	<b>保険料</b>	半年払	保険料	月払信	<b>保険料</b>	半年払保険料		月払信	<b>保険料</b>	半年払	保険料		
男性	女性 (円)	男性	女性(円)	男性	女性 (円)	男性(円)	女性(円)	男性	女性 (円)	男性	女性 (円)		
1,788	1,197	4,667	3,129	339	231	869	591	1,449	966	3,798	2,538		
2,161	1,864	5,623	4,855	424	367	1,085	940	1,737	1,497	4,538	3,915		
2,309	1,780	5,993	4,620	565	438	1,446	1,121	1,744	1,342	4,547	3,499		
2,493	1,909	6,444	4,939	815	626	2,086	1,604	1,678	1,283	4,358	3,335		
3,004	2,112	7,741	5,442	1,229	867	3,146	2,218	1,775	1,245	4,595	3,224		
3,300	2,031	9,680	5,955	1,623	1,001	4,750	2,929	1,677	1,030	4,930	3,026		
5,151	2,745	15,105	8,051	2,530	1,351	7,403	3,954	2,621	1,394	7,702	4,097		
7,623	3,696	22,357	10,840	3,741	1,817	10,947	5,317	3,882	1,879	11,410	5,523		
1,548	1,036	4,042	2,708	254	173	653	444	1,294	863	3,389	2,264		
1,620	1,398	4,220	3,644	318	275	815	706	1,302	1,123	3,405	2,938		
1,733	1,335	4,501	3,470	424	328	1,086	842	1,309	1,007	3,415	2,628		
1,869	1,431	4,833	3,704	611	469	1,567	1,205	1,258	962	3,266	2,499		
2,252	1,584	5,806	4,081	921	650	2,364	1,666	1,331	934	3,442	2,415		
2,826	1,739	7,277	4,478	1,391	858	3,568	2,201	1,435	881	3,709	2,277		
4,409	2,351	11,357	6,053	2,167	1,158	5,562	2,970	2,242	1,193	5,795	3,083		
6,526	3,164	16,809	8,151	3,205	1,557	8,224	3,995	3,321	1,607	8,585	4,156		

#### 〈年金額について〉

- ※65歳対応コースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプの設計となっています。また保障②部分については、年金原資を5年据え置いた場合の給付額となっています。
- ※一時金セットコースは年金原資を据え置いていない場合の給付額となっています。
- ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金 基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

#### 〈年金の取り扱いについて〉

- ※年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ※この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

#### 〈ボーナス部分のお取扱について〉

- ※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- ※半年単位の契約応当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その半年払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- ※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

#### 65歳対応コース

死亡・高度障害のとき (加入対象区分:本人)

			保障①	)内容(1年	■目~5年	:目分)	保障② 内容(6年目以降) (年金原資を5年間据え置いた金額で表示しています。)						保障①+② 内容			
型	<b>年齢</b> (保険年齢)	受取 年数	初 年年金月額		受取総額	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資)	受取 年数	初 年 年 金月額		受取総額	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資)	受取 年数	受取総額	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資)		
	(歳)	(年)	(約 万円)	(約万円)	(約 万円)	(万円)	(年)	(約 万円)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(年)	(約 万円)	(万円)		
	18~35						25	9.6		2,900	2,500	30	3,375	2,971		
	36~40						20	9.4		2,263	1,996	25	2,738	2,467		
	41~45		7.9	_	475	471	15	9.1		1,648	1,491	20	2,123	1,962		
J	46~50	5					10	8.8		1,065	987	15	1,540	1,458		
(J+J)	51~55	5					7	8.7		732	688	12	1,207	1,159		
	56~60						5	7.5		451	429	10	867	841		
	61~65		6.9	_	416	412	5	7.5		451	429	10	867	841		
	66~70						5	7.5		451	429	10	867	841		
	18~35						25	7.2		2,175	1,875	30	2,531	2,228		
	36~40						20	7.0		1,697	1,497	25	2,053	1,850		
	41~45						15	6.8		1,237	1,119	20	1,593	1,472		
R	46~50	5	5.9	_	356	353	10	6.6	_	1 _		798	740	15	1,154	1,093
(R+R)	51~55	٥	5.9	_	330	333	7	6.5		549	516	12	905	869		
	56~60						5	6.4					386	367	10	742
	61~65						5	6.4		386	367	10	742	720		
	66~70						5	6.4		386	367	10	742	720		

#### 〈しくみ・保険料について〉

- ※本制度は、新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。(65歳対応コース、一時金セットコース)
- ※いずれか1種類を選んでください。
- ※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける 方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ※この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保 険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ※記載の保険料は2024年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する 優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

	保障①+②	◆計/早陸戦		保険料内訳									
	木牌①丁②	口司不快行			保隆	章①			保障	章②			
月払係	<b>保険料</b>	半年払	保険料	月払信	<b>保険料</b>	半年払	保険料	月払保険料		半年払	保険料		
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
2,064	1,381			339	231			1,725	1,150				
2,161	1,864			424	367			1,737	1,497				
2,309	1,780			565	438			1,744	1,342				
2,493	1,909	_	_	815	626			1,678	1,283	_	_		
3,004	2,112	_	_	1,229	867			1,775	1,245				
3,300	2,031			1,623	1,001			1,677	1,030				
5,151	2,745			2,530	1,351			2,621	1,394				
7,623	3,696			3,741	1,817			3,882	1,879				
1,548	1,036			254	173			1,294	863				
1,620	1,398			318	275			1,302	1,123				
1,733	1,335			424	328			1,309	1,007				
1,869	1,431			611	469			1,258	962				
2,252	1,584	_	-	921	650			1,331	934	_	_		
2,826	1,739			1,391	858			1,435	881				
4,409	2,351			2,167	1,158			2,242	1,193				
6,526	3,164			3,205	1,557			3,321	1,607				

#### 〈年金額について〉

- ※65歳対応コースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプの設計となっています。また保障②部分については、年金原資を5年据え置いた場合の給付 額となっています。
- ※一時金セットコースは年金原資を据え置いていない場合の給付額となっています。
- ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金 基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

#### 〈年金の取り扱いについて〉

- ※年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ※この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未 満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

#### 〈ボーナス部分のお取扱について〉

- ※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- ※半年単位の契約応当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その半年払の保険料が払い込まれた ときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- ※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

## 一時金セットコース

57

死亡・高度障害のとき (加入対象区分:本人)

		保障① 内容				保障②	<b>内容</b>				保障①・	+② 内容
型型	年齢	一時金の場合	受取	初生	 F 度	最終	年 度	受取	一時金の場合	受取	受取	一時金の場合
_	(保険年齢)	(死亡•高度障害保険金)	年数	年金月額	ボーナス額	年金月額	ボーナス額	総額	(死亡·高度障害保険金) (年金原資)	年数	総額	(死亡·高度障害保険金) (年金原資)
	(歳)	(万円)	(年)	(約万円)	(約万円)	(約万円)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(年)	(約万円)	(万円)
	18~35		21	7.6	19.6	10.6	27.4	3,295	3,000	21	3,345	3,050
	36~40	50	20	7.6	19.5	10.5	27.0	3,111	2,849	20	3,161	2,899
	41~45		15	7.7	19.7	9.8	25.2	2,260	2,126	15	2,310	2,176
J1	46~50		10	7.8	19.9	9.2	23.5	1,457	1,406	10	1,507	1,456
(W+J1)	51~55		7	7.8	20.0	8.8	22.4	999	979	7	1,029	1,009
	56~60	30	5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	5	671	665
	61~65		5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	5	671	665
	66~70		5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	5	671	665
	18~35		25	5.6	14.5	8.3	21.5	3,005	2,678	25	3,055	2,728
	36~40	50	20	5.7	14.6	7.9	20.2	2,334	2,137	20	2,384	2,187
	41~45	30	15	5.8	14.8	7.4	18.9	1,697	1,596	15	1,747	1,646
R1	46~50		10	5.8	14.9	6.9	17.6	1,092	1,054	10	1,142	1,104
(W+R1)	51~55	30	7	5.9	15.0	6.6	16.8	748	734	7	778	764
	56~60		5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	5	556	552
	61~65		5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	5	556	552
	66~70		5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	5	556	552
	18~35		25	7.5		11.1		2,805	5 2,500	25	2,855	2,550
	36~40	50	20	7.6		10.5		2,180		20	2,230	2,046
	41~45	30	15	7.7		9.8		1,585	1,491	15	1,635	1,541
J	46~50		10	7.8		9.2		1,023	987	10	1,073	1,037
(W+J)	51~55		7	7.8	_	8.8	_	702	688	7	732	718
	56~60	20	5	6.9		7.5		433	429	5	463	459
	61~65	30	5	6.9		7.5		433	429	5	463	459
	66~70		5	6.9		7.5		433	429	5	463	459
	18~35		25	5.6		8.3		2,104	1,875	25	2,154	1,925
	36~40	F0	20	5.7		7.9		1,635	1,497	20	1,685	1,547
	41~45	50	15	5.8		7.4		1,190	1,119	15	1,240	1,169
R	46~50		10	5.8		6.9		767	740	10	817	790
(W+R)			7	5.9	_	6.6	_	526	516	7	556	546
	56~60	20	5	5.9		6.4		370	367	5	400	397
	61~65	30	5	5.9		6.4		370	367	5	400	397
	66~70		5	5.9		6.4			367	5	400	397

	保障①+②	合計保険料			/20	章①	保険料	<b>科内訳</b>	/20	章②	
月払係	 保険料	半年払	保険料	月払係		半年払	保険料	月払係		半年払	保険料
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
1,485	991	3,798	2,538	36	25			1,449	966	3,798	2,538
1,782	1,536	4,538	3,915	45	39			1,737	1,497	4,538	3,915
1,804	1,389	4,547	3,499	60	47			1,744	1,342	4,547	3,499
1,765	1,350	4,358	3,335	87	67			1,678	1,283	4,358	3,335
1,853	1,300	4,595	3,224	78	55	_	_	1,775	1,245	4,595	3,224
1,795	1,103	4,930	3,026	118	73			1,677	1,030	4,930	3,026
2,805	1,492	7,702	4,097	184	98			2,621	1,394	7,702	4,097
4,154	2,011	11,410	5,523	272	132			3,882	1,879	11,410	5,523
1,330	888	3,389	2,264	36	25			1,294	863	3,389	2,264
1,347	1,162	3,405	2,938	45	39			1,302	1,123	3,405	2,938
1,369	1,054	3,415	2,628	60	47			1,309	1,007	3,415	2,628
1,345	1,029	3,266	2,499	87	67			1,258	962	3,266	2,499
1,409	989	3,442	2,415	78	55	_	_	1,331	934	3,442	2,415
1,553	954	3,709	2,277	118	73			1,435	881	3,709	2,277
2,426	1,291	5,795	3,083	184	98			2,242	1,193	5,795	3,083
3,593	1,739	8,585	4,156	272	132			3,321	1,607	8,585	4,156
1,761	1,175			36	25			1,725	1,150		
1,782	1,536			45	39			1,737	1,497		
1,804	1,389			60	47			1,744	1,342		
1,765	1,350			87	67			1,678	1,283		
1,853	1,300	_	_	78	55	_	_	1,775	1,245	_	_
1,795	1,103			118	73			1,677	1,030		
2,805	1,492			184	98			2,621	1,394		
4,154	2,011	-		272	132			3,882	1,879		
1,330	888			36	25			1,294	863		
1,347	1,162			45	39			1,302	1,123		
1,369	1,054			60	47	7 - 5		1,309	1,007		
1,345	1,029			87	67			1,258	962		
1,409	989	_	_	78	55		_	1,331	934	_	_
1,553	954			118	73			1,435	881		
2,426	1,291			184	98			2,242	1,193		
3,593	1,739			272	132			3,321	1,607		

次ページに続く 58

### シニア向けコース (旧制度改定前コース)

死亡・高度障害のとき(加入対象区分:本人)

					保障	内容			月払信	<b>保険料</b>	半年払保険料	
型	<b>年齢</b> (保険年齢)	受取 年数	初至			年度	受取総額	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)	男性	女性	男性	女性
	(歳)	(年)	年金月額 (約 万円)	ボーナス額 (約 万円)	年金月額 (約 万円)	ボーナス額 (約 万円)	(約万円)	(年金原資) (万円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	18~35	21	7.6	19.6	10.6	27.4	3,295	3,000	1,449	966	3,798	2,538
	36~40	20	7.6	19.5	10.5	27.0	3,111	2,849	1,737	1,497	4,538	3,915
	41~45	15	7.7	19.7	9.8	25.2	2,260	2,126	1,744	1,342	4,547	3,499
	46~50	10	7.8	19.9	9.2	23.5	1,457	1,406	1,678	1,283	4,358	3,335
J1	51~55	7	7.8	20.0	8.8	22.4	999	979	1,775	1,245	4,595	3,224
	56~60	5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	1,677	1,030	4,930	3,026
	61~65	5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	2,621	1,394	7,702	4,097
	66~70	5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	3,882	1,879	11,410	5,523
	18~35	25	5.6	14.5	8.3	21.5	3,005	2,678	1,294	863	3,389	2,264
	36~40	20	5.7	14.6	7.9	20.2	2,334	2,137	1,302	1,123	3,405	2,938
	41~45	15	5.8	14.8	7.4	18.9	1,697	1,596	1,309	1,007	3,415	2,628
<b>D4</b>	46~50	10	5.8	14.9	6.9	17.6	1,092	1,054	1,258	962	3,266	2,499
R1	51~55	7	5.9	15.0	6.6	16.8	748	734	1,331	934	3,442	2,415
	56~60	5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	1,435	881	3,709	2,277
	61~65	5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	2,242	1,193	5,795	3,083
	66~70	5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	3,321	1,607	8,585	4,156
	18~35	25	7.5		11.1		2,805	2,500	1,725	1,150		
	36~40	20	7.6		10.5		2,180	1,996	1,737	1,497		
	41~45	15	7.7		9.8		1,585	1,491	1,744	1,342		
	46~50	10	7.8	_	9.2		1,023	987	1,678	1,283		
J	51~55	7	7.8	_	8.8	_	702	688	1,775	1,245	_	_
	56~60	5	6.9		7.5		433	429	1,677	1,030		
	61~65	5	6.9		7.5		433	429	2,621	1,394		
	66~70	5	6.9		7.5		433	429	3,882	1,879		

					保障	内容			月払保険料		半年払保険料	
型型	年齢	受取	初至	<b>東</b> 度	最 終	年 度	受取	一時金の場合	FR 144	INH-	FF 1/4	ilub
	(保険年齢)	年数	年金月額	ボーナス額	年金月額	ボーナス額	総額	(死亡·高度障害保険金) (年金原資)	男性	女性	男性	女性
	(歳)	(年)	(約万円)	(約万円)	(約万円)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	18~35	25	5.6		8.3		2,104	1,875	1,294	863		
	36~40	20	5.7		7.9		1,635	1,497	1,302	1,123		
	41~45	15	5.8		7.4		1,190	1,119	1,309	1,007		
R	46~50	10	5.8		6.9		767	740	1,258	962		
K	51~55	7	5.9	_	6.6	_	526	516	1,331	934	_	_
	56~60	5	5.9		6.4		370	367	1,435	881		
	61~65	5	5.9		6.4		370	367	2,242	1,193		
	66~70	5	5.9		6.4		370	367	3,321	1,607		

#### 〈しくみ・保険料について〉

- ※本制度は、新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。(65歳対応コース、一時金セットコース)
- ※いずれか1種類を選んでください。
- ※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける 方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ※この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保 険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ※記載の保険料は2024年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する 優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

#### 〈年金額について〉

- ※65歳対応コースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプの設計となっています。また保障②部分については、年金原資を5年据え置いた場合の給付
- ※一時金セットコースは年金原資を据え置いていない場合の給付額となっています。
- ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金 基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

#### 〈年金の取り扱いについて〉

- ※年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ※この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未 満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

#### 〈ボーナス部分のお取扱について〉

- ※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- ※半年単位の契約応当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その半年払の保険料が払い込まれた ときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- ※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

					保障	内容			月払	<b>保険料</b>	半年払	保険料
型	年齢	受取	初全	手 度		年度	受取	一時金の場合				
<u> </u>	(保険年齢)	年数	年金月額	ボーナス額	年金月額	ボーナス額	総額	(死亡·高度障害保険金) (年金原資)	男性	女性	男性	女性
	(歳)	(年)	(約万円)	(約万円)	(約万円)	(約万円)	(約万円)	(万円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	18~35	21	6.7	25.0	9.4	35.0	3,295	3,000	1,277	851	4,853	3,243
	36~40	20	6.8	19.5	9.4	27.0	2,888	2,645	1,559	1,344	4,538	3,915
	41~45	15	6.9	19.7	8.8	25.2	2,093	1,969	1,561	1,201	4,547	3,499
A1	46~50	10	6.9	19.9	8.2	23.5	1,345	1,298	1,494	1,143	4,358	3,335
7	51~55	7	6.9	20.0	7.8	22.4	919	901	1,574	1,104	4,595	3,224
	56~60	5	6.0	20.0	6.4	21.6	582	577	1,451	890	4,930	3,026
	61~65	5	6.0	20.0	6.4	21.6	582	577	2,267	1,206	7,702	4,097
	66~70	5	6.0	20.0	6.4	21.6	582	577	3,358	1,625	11,410	5,523
	18~35	25	4.8	14.5	7.1	21.5	2,702	2,408	1,107	738	3,389	2,264
	36~40	20	4.8	14.6	6.7	20.2	2,097	1,920	1,114	960	3,405	2,938
	41~45	15	4.9	14.8	6.3	18.9	1,520	1,430	1,115	858	3,415	2,628
D4	46~50	10	4.9	14.9	5.8	17.6	975	942	1,068	816	3,266	2,499
B1	51~55	7	4.9	15.0	5.5	16.8	667	654	1,125	789	3,442	2,415
	56~60	5	5 5.0 15.0	5.4	16.2	468	464	1,208	742	3,709	2,277	
	61~65	5	5.0	15.0	5.4	16.2	468	464	1,888	1,004	5,795	3,083
	66~70	5	5.0	15.0	5.4	16.2	468	464	2,796	1,353	8,585	4,156
	18~35	25	6.7		10.0		2,520	2,246	1,550	1,033		
	36~40	20	6.8		9.4		1,957	1,792	1,559	1,344		
	41~45	15	6.9		8.8		1,418	1,334	1,561	1,201		
	46~50	10	6.9		8.2		911	879	1,494	1,143		
A	51~55	7	6.9	_	7.8	_	622	610	1,574	1,104	_	_
	56~60	5	6.0		6.4		374	371	1,451	890	•	
	61~65	5	6.0		6.4		374	371	2,267	1,206		
	66~70	5	6.0		6.4		374	371	3,358	1,625		
	18~35	25	4.8		7.1		1,801	1,605	1,107	738		
	36~40	20	4.8		6.7		1,398	1,280	1,114	960		
	41~45	15	4.9		6.3		1,013	953	1,115	858		
	46~50	10	4.9		5.8		650	628	1,068	816		
В	51~55	7	4.9	_	5.5	_	445	436	1,125	789	_	_
	56~60	5	5.0		5.4	•	312	309	1,208	742		
	61~65	5	5.0		5.4		312	309	1,888	1,004	ı	
	66~70	5	5.0		5.4		312	309	2,796	1,353		

〈しくみ・保険料について〉

- ※本制度は、新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。(65歳対応コース、一時金セットコース)
- ※いずれか1種類を選んでください。
- ※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ※この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保 険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ※記載の保険料は2024年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する 優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

〈年金額について〉

- ※65歳対応コースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプの設計となっています。また保障②部分については、年金原資を5年据え置いた場合の給付額となっています。
- ※一時金セットコースは年金原資を据え置いていない場合の給付額となっています。
- ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金 基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

〈年金の取り扱いについて〉

- ※年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ※この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

〈ボーナス部分のお取扱について〉

- ※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- ※半年単位の契約応当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その半年払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- ※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。



<u>意向確認</u> ご加入前の ご確認 特約制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の 状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保 を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレット の内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえ お申込みください。

保険期間 2025年8月1日(金)~2026年7月31日(金)

加入対象者 本人 配偶者

## 保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には (健活) のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。 ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

伊哈区公	保障区分		配偶者
休陧区刀		100万円	200万円
主契約	<ul><li>●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき</li><li>●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき</li><li>●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき</li></ul>	100 万円	<b>200</b> 万円
	[特定疾病保険金](※1)	טונ	ИH
	●死亡・所定の高度障害状態のとき		
	[死亡・高度障害保険金](※1)		
7大疾病 保障特約	<ul> <li>●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき</li> <li>●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき</li> <li>●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき</li> </ul>	<b>50</b> 万円	100 万円
	[7大疾病保険金](※2)		
がん・上皮内 新生物	●所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	10 万円	<b>20</b> 万円
保障特約	[がん・上皮内新生物保険金](※2)		



(※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

## 保険金ごとの保障イメージ <お申込金額200万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	
		特定疾病保険金 死亡•高度障害保険金	7大疾病保険金	がん・上皮内新生物 保険金	特約を付加した
		200万円	100万円	20万円	場合の合計受取額
			主契約の5割	 主契約の1割	
	死亡•高度障害	● 支払			200万円
特・ファンス	悪性新生物(がん) (注)	●支払事由のい	•	•	320万円
特定疾病の保障	急性心筋梗塞	● れ か に	●支	<b>1</b>	200-
特定疾病の保障の保障の保障の保険の保険の保険の保険の保険の保険の保険の保険の保険の保険の保険の保険の保険の	脳卒中	●該当	支払事由の	支払事由の	300万円
	重度の糖尿病		- U	[7]	
を付加	重度の高血圧性疾患		ずれかに該当	)   ず   れ   か	100万円
した。	慢性腎不全		● 当	に 該 当	ТООЛН
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	肝硬変			Ī	
	上皮内新生物			•	20万円

(注)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。 がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

#### ●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金:被保険者が指定した方 上記以外の保険金:被保険者

• 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

#### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- ●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- ●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(II型)は 消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

次ページに続く

## 保険金のお支払いに関するご注意

八注意

被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種	<b>重類とお支払対象の疾病</b>	お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 <sup>※1</sup>		
	● <b>悪性新生物</b> (がん)	加入日前を含めてはじめて**2悪性新生物と診断確定**3されたときただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul><li>・上皮内新生物<sup>※4</sup></li><li>・悪性黒色腫を除く皮膚がん</li><li>・脂肪腫</li></ul>		
特定疾病保険金	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病**5を原因として、急性心筋梗塞を発病**5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態**6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術**7を受けたとき	• 狭心症 • 解離性大動脈瘤 • 心筋症		
<b>金</b>	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病**5を原因として、脳卒中を発病**5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	<ul><li>一過性脳虚血</li><li>外傷性くも膜下出血</li><li>未破裂脳動脈瘤</li></ul>		
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病**5を原因として、糖尿病を発病**5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法**8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき			
フ 大 疾	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病**5を原因として、高血圧性疾患を発病**5し、その疾病により高血圧性網膜症**9であると医師によって診断されたとき			
7大疾病保険金**	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病*5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法*10を開始したとき			
*13	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき <sup>*11</sup>			
が <i>A</i> 保障	υ•上皮内新生物 食金	加入日前を含めてはじめて**12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定**3されたときただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき			
死亡	上保険金	死亡されたとき			
高度	度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 <sup>※5</sup> により所定の高度障害状態にな	られたとき		

- ※ 1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞 脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・ 腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤 がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※ 6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 P.85

เา。 <mark>P.85</mark>

約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.88

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。

P.86

## 保険料

## ●月額保険料(単位:円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・200万円>

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性						
			本 人	配偶者		
		100万円			200万円	
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	主契約	7 大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円
18~20歳 (2005.2.2~ 2008.2.1)	148	65	13	296	130	26
<b>21~25歳</b> (2000.2.2~ 2005.2.1)	199	70	13	398	140	26
<b>26~30歳</b> (1995.2.2~ 2000.2.1)	204	80	14	408	160	28
31~35歳 (1990.2.2~ 1995.2.1)	253	105	16	506	210	32
36~40歳 (1985.2.2~ 1990.2.1)	344	135	20	688	270	40
<b>41~45歳</b> (1980.2.2~ 1985.2.1)	478	195	30	956	390	60
<b>46~50歳</b> (1975.2.2~ 1980.2.1)	801	340	47	1,602	680	94
<b>51~55歳</b> (1970.2.2~ 1975.2.1)	1,332	540	72	2,664	1,080	144
<b>56~60歳</b> (1965.2.2~ 1970.2.1)	2,088	920	124	4,176	1,840	248
<b>61~65歳</b> (1960.2.2~ 1965.2.1)	3,257	1,465	227	6,514	2,930	454
<b>66~70歳</b> (1955.2.2~ 1960.2.1)	4,824	2,115	348	9,648	4,230	696

			女性			
			本 人	配偶者		
年齢		100万円			200万円	
生命 【 <b>保険年齢</b> 】 (生年月日)	主契約	7 大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円
18~20歳 (2005.2.2~ 2008.2.1)	123	65	15	246	130	30
<b>21~25歳</b> (2000.2.2~ 2005.2.1)	148	75	25	296	150	50
<b>26~30歳</b> (1995.2.2~ 2000.2.1)	189	100	32	378	200	64
<b>31~35歳</b> (1990.2.2~ 1995.2.1)	271	145	45	542	290	90
<b>36~40歳</b> (1985.2.2~ 1990.2.1)	400	220	61	800	440	122
<b>41~45歳</b> (1980.2.2~ 1985.2.1)	586	365	80	1,172	730	160
<b>46~50歳</b> (1975.2.2~ 1980.2.1)	740	475	100	1,480	950	200
<b>51~55歳</b> (1970.2.2~ 1975.2.1)	969	605	103	1,938	1,210	206
<b>56~60歳</b> (1965.2.2~ 1970.2.1)	1,195	805	119	2,390	1,610	238
<b>61~65歳</b> (1960.2.2~ 1965.2.1)	1,698	955	161	3,396	1,910	322
<b>66~70歳</b> (1955.2.2~ 1960.2.1)	2,244	1,275	181	4,488	2,550	362

<sup>•</sup> 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<sup>• 65</sup>歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

## 年金形式での受取も可能です!

年金受取例① 200万円コース (保険金額 200万円) 一時金100万円+年金受取3年間



<sup>※</sup>全額一時金での受取も可能です。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

## 年金受取例② 100万円コース (保険金額 100万円) 年金受取3年間

治療費・その他の費用	再発予防治療	定期検査	薬•必要備品	
年金年額約33万円※	年金年額 約 <b>33</b> 万円※	年金年額 約 <b>33</b> 万円※		※年金原資 100万円
<1年目>	<2年目>	<3年目>		
年金受取				

<sup>※</sup>全額一時金での受取も可能です。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

## 年金の取扱い

1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人	<ul><li>●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。</li><li>●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</li></ul>
4. 年金のお支払い	<ul><li>●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。</li><li>●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。</li><li>●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。</li></ul>
5. 年金払の対象と なる保険金	<ul> <li>●無配当特定疾病保障定期保険 (Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部</li> <li>●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。</li> </ul>

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項 (保険金の支払方法の選択) に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

# 退職後継続制度



保険期間 2025年8月1日(金)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注) 加入対象者 本人 配偶者

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。<sup>(注)</sup>
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

	本 人・配偶者
保障内容	300万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	300 万円
[死亡・高度障害保険金]	

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。 更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

#### ●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金:被保険者が指定した方

高度障害保険金:被保険者

本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。 ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金·高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.87

約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.88



退職後継続制度は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命 保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障 内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 保険料

- ●月額保険料(単位:円) <保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額300万円>
- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。 (野加入の方の保除料は、デ加入時の年齢および保除料率が適用されます。)

	男性	女性
年齢	本人・配偶者	本人・配偶者
【 <b>保険年齢</b> 】 (生年月日)		
(生年月日)	300万円	300万円
18歳(2007.2.2~2008.2.1)	996	612
19歳(2006.2.2~2007.2.1)	1,014	624
20歳(2005.2.2~2006.2.1)	1,035	633
21歳(2004.2.2~2005.2.1)	1,053	645
22歳(2003.2.2~2004.2.1)	1,074	657
23歳(2002.2.2~2003.2.1)	1,098	669
24歳(2001.2.2~2002.2.1)	1,122	681
25歳(2000.2.2~2001.2.1)	1,143	693
26歳(1999.2.2~2000.2.1)	1,167	708
27歳(1998.2.2~1999.2.1)	1,194	723
28歳(1997.2.2~1998.2.1)	1,224	738
29歳(1996.2.2~1997.2.1)	1,248	753
30歳(1995.2.2~1996.2.1)	1,281	771
31歳(1994.2.2~1995.2.1)	1,314	783
32歳(1993.2.2~1994.2.1)	1,344	801
33歳(1992.2.2~1993.2.1)	1,380	819
34歳(1991.2.2~1992.2.1)	1,416	840
35歳(1990.2.2~1991.2.1)	1,455	858
36歳(1989.2.2~1990.2.1)	1,497	876
37歳(1988.2.2~1989.2.1)	1,536	897
38歳(1987.2.2~1988.2.1)	1,584	918
39歳(1986.2.2~1987.2.1)	1,626	942
40歳(1985.2.2~1986.2.1)	1,677	960
41歳(1984.2.2~1985.2.1)	1,728	984
<b>42</b> 歳(1983.2.2~1984.2.1)	1,779	1,011
43歳(1982.2.2~1983.2.1)	1,836	1,038
44歳(1981.2.2~1982.2.1)	1,896	1,062
<b>45</b> 歳(1980.2.2~1981.2.1)	1,956	1,089
46歳(1979.2.2~1980.2.1)	2,025	1,119
47歳(1978.2.2~1979.2.1)	2,091	1,149
48歳(1977.2.2~1978.2.1)	2,163	1,179
<b>49</b> 歳(1976.2.2~1977.2.1)	2,238	1,212

	男性	女性
年齢【保険年齢】	本 人・配偶者	本 人・配偶者
(生年月日)	300万円	300万円
50歳(1975.2.2~1976.2.1)	2,316	1,239
<b>51</b> 歳(1974.2.2~1975.2.1)	2,394	1,269
<b>52</b> 歳(1973.2.2~1974.2.1)	2,472	1,299
<b>53歳</b> (1972.2.2~1973.2.1)	2,553	1,326
<b>54歳</b> (1971.2.2~1972.2.1)	2,640	1,356
<b>55歳</b> (1970.2.2~1971.2.1)	2,733	1,389
<b>56歳</b> (1969.2.2~1970.2.1)	2,829	1,419
<b>57</b> 歳(1968.2.2~1969.2.1)	2,934	1,455
58歳(1967.2.2~1968.2.1)	3,042	1,494
<b>59歳</b> (1966.2.2~1967.2.1)	3,156	1,530
60歳(1965.2.2~1966.2.1)	3,270	1,566
61歳(1964.2.2~1965.2.1)	3,396	1,605
62歳(1963.2.2~1964.2.1)	3,525	1,647
63歳(1962.2.2~1963.2.1)	3,660	1,689
64歳(1961.2.2~1962.2.1)	3,798	1,734
65歳(1960.2.2~1961.2.1)	3,939	1,782

<sup>•</sup>記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

## 制度内容



## 死亡・高度障害のとき

月額約5万円×5年間(一時金(年金原資)の場合300万円) 死亡・高度障害保険金(年金原資)300万円 ※余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。〈リビング・ニーズ特約〉

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

## 年金払

- 1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
- 2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
  - ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- **4. 年金のお支払い** ●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
  - ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
  - ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 5. 年金払の対象と ●無配当定期保険(II型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いなる保険金 のとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- ●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

## 2025年9月1日 加入取扱いについて 家族支援共済(保障①+保障②)

中途加入の場合は本パンフレットを下記の通り読み替えてください。

該当箇所	読替前	読替後
表紙 申込締切日	2025年5月9日(金)	2025年6月13日(金)
表紙 責任開始期(加入日)	2025年8月1日(金)	2025年9月1日(月)
表紙 配当の文言 17ページ 家族支援共済のしくみ	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。(ただし、今回は2025年9月1日~2026年7月31日の11カ月間で収支計算を行ないます。)
1ページ 商品の特長	配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合) ※ただし、今回は2025年9月1日~2026年7月31日の11カ月間で収支計算を行ないます。
3ページ ■ 商品の仕組み	保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。	保障の期間は11カ月間(2025年9月1日~2026年7月31日)で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
3ページ 2 保険料【控除方法】	毎月の給与より控除します。(初回は8月より) ボーナス払はボーナスより控除します。(初回は 12月のボーナスより)	毎月の給与から控除します。(初回は9月より)
3ページ 3 配当金	家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①は、 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。(ただし、今回は2025年9月1日~2026年7月31日の11カ月間で収支計算を行います。)
21・25・29・ 41・53ページ 保険期間	2025年8月1日(金)~2026年7月31日(金)	2025年9月1日(月)~2026年7月31日(金)
29・41ページ 保障内容等 (契約概要部分)	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。 (ただし、今回は2025年9月1日~2026年7月31日の11カ月間で収支計算を行ないます。)
21・35・47ページ 保険料	記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。	点で算出した概算値です。実際にお支払いいただく保険料は、更新時のご加入状況等に基づき算出しますので、本パ
裏表紙お申込み方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。	

### 〈中途PRの取り扱いできない事項〉

- 今回のご案内につきましては以下のお取り扱いはできませんのでご注意願います。
- ・既に本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含みます)の、コース(保険金額)変更
- ・既に本制度にご加入している方の、配偶者・こどもの追加加入
- 家族支援共済ボーナスありコースへの加入
- 特約制度、退職後継続制度の加入

## 配偶者プラン・こどもプランの加入できない場合



配偶者プラン・こどもプランの保険金額は本人(保障①・保障②)の保険金額と同額以下でしか加入できません。 **ご注意** 本人のご年代により加入できるコースが異なりますので、ご注意ください。

家族支援共済	保障①				〇:加	l入可、×:加入不可	
	組合員本	人		配偶者プラン			
コース名	ボーナス	保険年齢	保険金額	年金月額約7万円コース	年金月額約5万円コース	年金月額約3万円コース	
	給付	(歳)	(万円)	(保険金額429万円)	(保険金額309万円)	(保険金額185万円)	
		18 ~ 35	1,022	0	0	0	
		36 ~ 40	1,022	0	0	0	
		41 ~ 45	927	0	0	0	
	あり	46 ~ 50	927	0	0	0	
		51 ~ 55	927	0	0	0	
		56 ~ 60	700	0	0	0	
		61 ~ 65	469	0	0	0	
月額		66 ~ 70	469	0	0	0	
15 万円コース		18 ~ 35	903	0	0	0	
		36 ~ 40	903	0	0	0	
		41 ~ 45	903	0	0	0	
	なし	46 ~ 50	903	0	0	0	
		51 ~ 55	903	0	0	0	
		56~60	548	0	0	0	
		61 ~ 65	367	X	0	0	
		66 ~ 70	367	X	0	0	
		18 ~ 35	856	0	0	0	
		36 ~ 40	856	0	0	0	
		41 ~ 45	856	0	0	0	
	あり	46 ~ 50	856	0	0	0	
		51 ~ 55	856	0	0	0	
		56 ~ 60	520	0	0	0	
EI ČE		61 ~ 65	348	X	0	0	
月額		66 ~ 70	348	X	0	0	
10 万円コース		18 ~ 35	606	0	0	0	
		36~40	606	0	0	0	
		41 ~ 45	606	0	0	0	
	なし	46 ~ 50	606	0	0	0	
		51 ~ 55	606	0	0	0	
		56~60	368	X	0	0	
		61 ~ 65	246	X	X	0	
		66 ~ 70	246	X	X	0	
		18 ~ 35	688	0	0	0	
		36 ~ 40	688	0	0	0	
		41 ~ 45	688		_		
	あり	46 ~ 50	688	0	0	0	
		51 ~ 55 56 ~ 60	688 418	X	0	0	
		61 ~ 65	280		_	0	
月額		66~70	280	×	×	0	
			488			-	
8万円コース		18 ~ 35 36 ~ 40	488	0	0	0	
		36 ~ 40 41 ~ 45	488	0	0	0	
		41 ~ 45 46 ~ 50	488	0	0	0	
	なし	51 ~ 55	488	0	0	0	
		51 ~ 55 56 ~ 60	296	×	×	0	
		61 ~ 65	198	×	×	0	
		66~70	198	×	×	0	
		00.070	190	_ ^			

	組合員	本人		配偶者プラン			
コース名	ボーナス	保険年齢	保険金額	年金月額約7万円コース	年金月額約5万円コース	年金月額約3万円コース	
<b>_</b>	給付	(歳)	(万円)	(保険金額429万円)	(保険金額309万円)	(保険金額185万円)	
		18 ~ 35	579	0	0	0	
		36 ~ 40	579	0	0	0	
		41 ~ 45	579	0	0	0	
	あり	46 ~ 50	579	0	0	0	
		51 ~ 55	352	X	0	0	
		56 ~ 60	352	X	0	0	
		61 ~ 65	236	×	X	0	
月額		66 ~ 70	236	X	×	0	
7万円コース		18 ~ 35	428	×	0	0	
		36 ~ 40	428	X	0	0	
		41 ~ 45	428	×	0	0	
	なし	46 ~ 50	428	×	0	0	
		51 ~ 55	428	×	0	0	
		56 ~ 60	260	×	×	0	
		61 ~ 65	174	×	×	×	
		66 ~ 70	174	×	×	×	
		18 ~ 35	410	×	0	0	
		36 ~ 40	410	×	0	0	
		41 ~ 45	410	X	0	0	
	あり	46 ~ 50	410	×	0	0	
	63.5	51 ~ 55	410	X	0	0	
		56 ~ 60	250	×	×	0	
		61 ~ 65	176	×	×	×	
月額		66 ~ 70	176	×	×	×	
5万円コース		18 ~ 35	309	×	0	0	
		36 ~ 40	309	×	0	0	
		41 ~ 45	309	×	0	0	
	なし	46 ~ 50	309	×	0	0	
	48.0	51 ~ 55	309	×	0	0	
		56 ~ 60	188	×	×	0	
		61 ~ 65	126	×	×	×	
		66 ~ 70	126	×	×	×	
		18 ~ 35	668	0	0	0	
		36 ~ 40	668	0	0	0	
		41 ~ 45	668	0	0	0	
	あり	46 ~ 50	668	0	0	0	
	(J1+J1)	51 ~ 55	668	0	0	0	
		56 ~ 60	609	0	0	0	
		61 ~ 65	609	0	0	0	
65 歳対応コース		66 ~ 70	609	0	0	0	
		18 ~ 35	471	0	0	0	
		36 ~ 40	471	0	0	0	
	<u>.</u>	41 ~ 45	471	0	0	0	
	なし	46 ~ 50	471	0	0	0	
	(J+J)	51 ~ 55	471	0	0	0	
		56~60	412	×	0	0	
		61 ~ 65	412	X	0	0	
		66 ~ 70	412	×	0	0	

	如今里-	* \		配偶者プラン			
	組合員	八平		BCI内在ノフノ			
コース名	ボーナス	保険年齢	保険金額	年金月額約7万円コース	年金月額約5万円コース	年金月額約3万円コース	
	給付	(歳)	(万円)	(保険金額429万円)	(保険金額309万円)	(保険金額185万円)	
		18 ~ 35	501	0	0	0	
		36 ~ 40	501	0	0	0	
		41 ~ 45	501	0	0	0	
	あり	46 ~ 50	501	0	0	0	
	(R1+R1)	51 ~ 55	501	0	0	0	
		56 ~ 60	501	0	0	0	
		61 ~ 65	501	0	0	0	
65 歳対応コース		66 ~ 70	501	0	0	0	
のう感対心コース		18 ~ 35	353	×	0	0	
		36 ~ 40	353	×	0	0	
		41 ~ 45	353	×	0	0	
	なし	46 ~ 50	353	X	0	0	
	(R+R)	51 ~ 55	353	×	0	0	
		56 ~ 60	353	×	0	0	
		61 ~ 65	353	×	0	0	
		66 ~ 70	353	×	0	0	
		18 ~ 35	50	×	×	×	
		36 ~ 40	50	×	×	×	
		41 ~ 45	50	×	×	×	
	あり	46 ~ 50	50	×	×	×	
	(W+J1)	51 ~ 55	30	×	X	×	
		56 ~ 60	30	×	X	×	
		61 ~ 65	30	×	X	×	
		66 ~ 70	30	X	×	X	
		18 ~ 35	50	X	×	X	
		36 ~ 40	50	X	×	X	
		41 ~ 45	50	X	×	X	
	なし	46 ~ 50	50	X	X	X	
	(W+J)	51 ~ 55	30	X	×	X	
		56~60	30	×	×	X	
no o		61 ~ 65	30	X	X	×	
一時金		66 ~ 70	30	X	×	X	
セットコース		18 ~ 35	50	X	X	X	
		36 ~ 40	50	X	X	X	
	+0	41 ~ 45	50	X	X	X	
	あり	46 ~ 50	50	X	X	X	
	(W+R1)	51 ~ 55	30	X	X	X	
		56~60	30	X	X	X	
		61 ~ 65	30	×	X	X	
		66 ~ 70	30	X	X	X	
		18 ~ 35	50	×	X	X	
		36 ~ 40	50	×	X	X	
	なし	41 ~ 45 46 ~ 50	50 50	×	×	X	
		51 ~ 55	30	×	×	×	
	(W+R)	51 ~ 55 56 ~ 60	30	×	×	×	
		61 ~ 65	30	×	×	×	
		66~70	30	×	×	×	
		00.070	30			^	

## 家族支援共済 保障②

○:加入可、×:加入不可

<b>豕族支援</b>	大洋 1木門	章( <u>2</u> )				○ : <u>7</u>	II人U、×	:加入不可	
	組合員	<b>員本人</b>			配偶者プラン		こども	プラン	
コース名	ボーナス 給付	保険年齢(歳)	保険金額	年金月額 約7万円コース (保険金額429万円)	年金月額 約5万円コース (保険金額309万円)	年金月額 約3万円コース (保険金額185万円)	300万円 コース	100万円 コース	
		18 ~ 35	3,901		_				
		36 ~ 40	3,577	0	0	0	0	0	
		41 ~ 45	3,380	0	0	0	0		
		46 ~ 50	2,382	0	0	0			
	あり	51 ~ 55	1,355	0	0	0	0		
		56~60	1,120	0	0	0			
		61 ~ 65	688	0	0	0	0		
月額		66 ~ 70	688	0	0	0	0		
15 万円		18 ~ 35	3,932	0	0	0	0	0	
コース		36 ~ 40	3,217	0	0	0	0		
		41 ~ 45	2,475	0	0	0	0		
		46 ~ 50	1,691	0	0	0	0		
	なし	51 ~ 55	883	0	0	0	0	0	
		56~60	877	0	0	0	0	0	
		61 ~ 65	539	0	0	0	0	0	
		66 ~ 70	539	0	0	0	0	0	
		18 ~ 35	3,725	0	0	0	0	0	
			36 ~ 40	3,048	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	2,345	0	0	0	0	0	
		46 ~ 50	1,603	0	0	0	0	0	
	あり	51 ~ 55	840	0	0	0	0	0	
		56 ~ 60	831	0	0	0	0	0	
月額		61 ~ 65	511	0	0	0	0	0	
10万円		66 ~ 70	511	0	0	0	0	0	
		18 ~ 35	2,638	0	0	0	0	0	
コース		36 ~ 40	2,159	0	0	0	0	$\circ$	
		41 ~ 45	1,661	0	0	0	0	0	
	なし	46 ~ 50	1,135	0	0	0	0	0	
	10.0	51 ~ 55	598	0	0	0	0	0	
		56 ~ 60	588	0	0	0	0	0	
		61 ~ 65	362	X	0	0	0	0	
		66 ~ 70	362	X	0	0	0	0	
		18 ~ 35	2,992	0	0	0	0	0	
		36 ~ 40	2,449	0	0	0	0	0	
		41 ~ 45	1,885	0	0	0	0	0	
	あり	46 ~ 50	1,287	0	0	0	0	0	
		51 ~ 55 56 ~ 60	679 667	0	0	0	0	0	
		61 ~ 65	411	×	0	0	0		
月額		66 ~ 70	411	×	0	0	0		
8万円		18 ~ 35	2,074	0	0	0	0	0	
コース		36 ~ 40	1,736	0	0	0	0		
		41 ~ 45	1,336	0	0	0	0	0	
	なし	46 ~ 50	912	0	0	0	0	0	
		51 ~ 55	484	0	0	0	0	0	
		56~60	472	0	0	0	0		
		61 ~ 65	291	×	×	0	X	0	
		66 ~ 70	291	×	×	0	×	0	
						-		-	

	組合員				配偶者プラン		こども	プラン
コース名	ボーナス 給付	保険年齢	保険金額	年金月額 約7万円コース	年金月額 約5万円コース	年金月額 約3万円コース	300万円	100万円
	VION.	(歳)	(万円)	(保険金額429万円)	(保険金額309万円)	(保険金額185万円)		
		18 ~ 35	2,519	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	2,061	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,586	0	0	0	0	0
	あり	46 ~ 50	1,083	0	0	0	0	0
	03.7	51 ~ 55	575	0	0	0	0	0
		56 ~ 60	561	0	0	0	0	0
月額		61 ~ 65	345	×	0	0	0	0
7万円		66 ~ 70	345	×	0	0	0	0
		18 ~ 35	1,863	0	0	0	0	0
コース		36~40	1,503	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,173	0	0	0	0	0
	なし	46 ~ 50	801	0	0	0	0	0
	-50	51 ~ 55	427	×	0	0	0	0
		56~60	414	×	0	0	0	0
		61 ~ 65	255	×	X	0	X	0
		66 ~ 70	255	×	X	0	X	0
		18 ~ 35	1,751	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	1,461	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,124	0	0	0	0	0
	あり	46 ~ 50	769	0	0	0	0	0
		51 ~ 55	413	×	0	0	0	0
		56~60	396	X	0	0	0	0
月額		61 ~ 65	246	×	×	0	×	0
5万円		66 ~ 70	246	X	X	0	X	0
コース		18 ~ 35	1,345	0	0	0	0	0
_ ^		36~40	1,101	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	847	0	0	0	0	0
	なし	46 ~ 50	579	0	0	0	0	0
		51 ~ 55	313	×	0	0	0	0
		56~60	298	X	X	0	×	0
		61 ~ 65	185	X	X	0	X	0
		66 ~ 70	185	×	×	0	X	0
		18 ~ 35	3,000	0	0	0	0	0
		36 ~ 40 41 ~ 45	2,849	0	0	0	0	0
	あり		2,126	0	0	0	0	0
		46 ~ 50	1,406		0			0
	(J1+J1)	51 ~ 55	979	0	0	0	0	0
		56 ~ 60 61 ~ 65	635 635	0	0	0	0	0
65 歳対応		$61 \sim 65$ $66 \sim 70$	635	0	0	0	0	0
		18~35	2,500	0	0	0	0	0
コース		$36 \sim 40$	1,996	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,491	0	0	0	0	0
	なし	41 ~ 45 46 ~ 50	987	0	0	0	0	0
	(J+J)	51 ~ 55	688	0	0	0		0
	(J <b>⊤</b> J)	56~60	429	0	0	0	0	0
		61 ~ 65	429	0	0	0	0	0
		$66 \sim 70$	429	0	0	0	0	0
		00.070	423					

	組合員	<b>具本人</b>			配偶者プラン		こどもプラン	
コース名	ボーナス 給付	保険年齢(歳)	保険金額	年金月額 約7万円コース (保険金額429万円)	年金月額 約5万円コース (保険金額309万円)	年金月額 約3万円コース (保険金額185万円)	300万円 コース	100万円 コース
		18 ~ 35	2,678	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	2,137	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,596	0	0	0	0	0
	あり	46 ~ 50	1,054	0	0	0	0	0
	(R1+R1)	51 ~ 55	734	0	0	0	0	0
		56 ~ 60	522	0	0	0	0	0
		61 ~ 65	522	0	0	0	0	0
65 歳対応		66 ~ 70	522	0	0	0	0	0
コース		18 ~ 35	1,875	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	1,497	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,119	0	0	0	0	0
	なし	46 ~ 50	740	0	0	0	0	0
	(R+R)	51 ~ 55	516	0	0	0	0	0
		56 ~ 60	367	×	0	0	0	0
		61 ~ 65	367	×	0	0	0	0
		66 ~ 70	367	×	0	0	0	0
		18 ~ 35	3,000	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	2,849	0	0	0	0	0
	あり	41 ~ 45	2,126	0	0	0	0	0
		46 ~ 50	1,406	0	0	0	0	0
	(W+J1)	51 ~ 55	979	0	0	0	0	0
		56 ~ 60	635	0	0	0	0	0
		61 ~ 65	635	0	0	0	0	0
		66 ~ 70	635	0	0	0	0	0
		18 ~ 35	2,500	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	1,996	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,491	0	0	0	0	0
	なし	46 ~ 50	987	0	0	0	0	0
	(W+J)	51 ~ 55	688	0	0	0	0	0
		56 ~ 60	429	0	0	0	0	0
一時金		61 ~ 65	429	0	0	0	0	0
セット		66 ~ 70	429	0	0	0	0	0
コース		18 ~ 35	2,678	0	0	0	0	0
^		36 ~ 40	2,137	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,596	0	0	0	0	0
	あり	46 ~ 50	1,054	0	0	0	0	0
	(W+R1)	51 ~ 55	734	0	0	0	0	0
		56 ~ 60	522	0	0	0	0	0
		61 ~ 65	522	0	0	0	0	0
		66 ~ 70	522	0	0	0	0	0
		18 ~ 35	1,875	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	1,497	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,119	0	0	0	0	0
	なし	46 ~ 50	740	0	0	0	0	0
	(W+R)	51 ~ 55	516	0	0	0	0	0
		56 ~ 60	367	×	0	0	0	0
		61 ~ 65	367	×	0	0	0	0
		66 ~ 70	367	×	0	0	0	0

	組合員本人				配偶者プラン		こども	プラン
	ボーナス	保険年齢	保険金額	年金月額 約7万円コース	年金月額 約5万円コース	年金月額 約3万円コース	300万円	100万円
コース名	給付	(歳)	(万円)	(保険金額429万円)	(保険金額309万円)	(保険金額185万円)	コース	コース
		18 ~ 35	3,000	0	0	0	0	0
		36~40	2,849	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	2,126	0	0	0	0	0
	あり	46 ~ 50	1,406	0	Ö	0	0	0
	(J1)	51 ~ 55	979	0	Ö	0	0	0
	(3.7)	56~60	635	0	0	0	0	0
		61 ~ 65	635	0	0	0	Ö	0
		66~70	635	0	0	Ö	0	0
		18 ~ 35	2,500	0	0	0	0	0
		36~40	1,996	Ö	0	Ö	Ö	0
		41 ~ 45	1,491	0	0	Ö	0	0
	なし	46 ~ 50	987	Ö	0	Ö	0	0
	(J)	51 ~ 55	688	0	0	Ö	0	0
		56~60	429	0	0	0	0	0
		61 ~ 65	429	Ö	0	Ö	Ö	0
		66~70	429	0	0	0	Ō	0
		18 ~ 35	2,678	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	2,137	Ō	0	Ö	Ö	0
		41 ~ 45	1,596	0	0	0	0	0
	あり	46 ~ 50	1,054	0	0	0	0	0
	(R1)	51 ~ 55	734	0	0	0	0	0
シーフウは	` ′	56 ~ 60	522	0	0	0	0	0
シニア向け		61 ~ 65	522	0	0	0	0	0
コース		66~70	522	0	0	0	0	0
(旧制度		18 ~ 35	1,875	0	0	0	0	0
改定前		36 ~ 40	1,497	0	0	0	0	0
コース)		41 ~ 45	1,119	0	0	0	0	0
	なし	46 ~ 50	740	0	0	0	0	0
	(R)	51 ~ 55	516	0	0	0	0	0
		56 ~ 60	367	×	0	0	0	0
		61 ~ 65	367	×	0	0	0	0
		66 ~ 70	367	×	0	0	0	0
		18 ~ 35	3,000	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	2,645	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,969	0	0	0	0	0
	あり	46 ~ 50	1,298	0	0	0	0	0
	(A1)	51 ~ 55	901	0	0	0	0	0
		56 ~ 60	577	0	0	0	0	0
		61 ~ 65	577	0	0	0	0	0
		66 ~ 70	577	0	0	0	0	0
		18 ~ 35	2,246	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	1,792	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,334	0	0	0	0	0
	なし	46 ~ 50	879	0	0	0	0	0
	(A)	51 ~ 55	610	0	0	0	0	0
		56~60	371	X	0	0	0	0
		61 ~ 65	371	X	0	0	0	0
		66~70	371	×	0	0	0	0

	組合員	<b>員本人</b>			配偶者プラン		こどもプラン	
コース名	ボーナス 給付	保険年齢	保険金額	年金月額 約7万円コース	年金月額 約5万円コース	年金月額 約3万円コース	300万円	100万円
	12.5	(歳)	(万円)	(保険金額429万円)	(保険金額309万円)	(保険金額185万円)		
		18 ~ 35	2,408	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	1,920	0	0	0	0	0
		41 ~ 45	1,430	0	0	0	0	0
	あり	46 ~ 50	942	0	0	0	0	0
	(B1)	51 ~ 55	654	0	0	0	0	
シニア向け		56 ~ 60	464	0	0	0	0	0
コース		61 ~ 65	464	0	0	0	0	
(旧制度		66 ~ 70	464	0	0	0	0	
改定前		18 ~ 35	1,605	0	0	0	0	0
		36 ~ 40	1,280	0	0	0	0	0
コース)		41 ~ 45	953	0	0	0	0	
	なし	46 ~ 50	628	0	0	0	0	0
	(B)	51 ~ 55	436	0	0	0	0	0
		56 ~ 60	309	×	0	0	0	0
		61 ~ 65	309	×	0	0	0	0
		66 ~ 70	309	×	0	0	0	0

# ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で 定め、それらの細部は「約款」に記載しています。

本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部の すべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。 契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

身体部位

ひじ関節

チ関節を関

また関節の

ひざ関節〉三

足関節
関

略図

上肢

下肢

保	<b>全</b>	· 給	付金	きを	お支	払し	いで	きない場合について ····································	85
	家佐芸	5/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	さ 保服	音②•家	佐支援	土洛 信	暗①		86
		CURINI	H IMP	∓ <b>⊝</b> a∧					
	特		約		制		度		86
	退	職	後	継	続	制	度		87
そ			(	מ			他		87
							10		

#### 高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
- 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に 失ったもの
- 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴 のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

#### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) [言語の機能を全く永久に失ったもの]とは、次の3つの場合をいいます。
- ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
- ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
- ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3 大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合を

### 保険金・給付金をお支払いできない場合について

家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①・特約制度・退職後継続制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき

- ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められ たときなど、重大事由\*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき \*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この
- 場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。
- ●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があった とき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●そ の他上記と同等の事由があったとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

### 保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

#### 家族支援共済 保障②•家族支援共済 保障①

#### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

#### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul> <li>●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
高度障害保険金	<ul><li>●被保険者の故意によるとき</li><li>●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li><li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li></ul>

#### ■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/ contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がありま す。

#### 特約制度

#### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul> <li>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者の故意によるとき</li> <li>●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
高度障害保険金	<ul><li>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li><li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li><li>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</li><li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li></ul>

- ●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- ●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象 とはなりません。

#### 退職後継続制度

#### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度 障害状態になられたとき	高度障害保険金額

#### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul> <li>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者の故意によるとき</li> <li>●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
高度障害保険金	<ul><li>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li><li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li><li>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</li><li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li></ul>

●疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

#### その他

#### リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

#### 特約制度•退職後継続制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

- ●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
- (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- ●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。
- 1.被保険者の戸籍上の配偶者 2.被保険者の直系血族 3.被保険者の兄弟姉妹 4.被保険者の3親等内の親族
- 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
- ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
- イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- \*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- \*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- ●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- ●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
- ●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- ●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- ●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- ●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

#### 保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

#### 社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

#### 約款規定について

#### 特約制度•退職後継続制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

#### ご照会・ご相談窓口について

#### 【ご照会・ご相談窓口】

- ●加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- ●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス [https://www.seiho.or.jp/])
- ●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### 保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

#### 個人情報に関するご注意

#### 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を 取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手 する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付 金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商 品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用注し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で 提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われま

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

は保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が 限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社:https://www.mei.jiyasuda.co.jp/)をご参 照ください。

#### - 死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください-

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われ ますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意 を取得してください。

#### 【特約制度】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。 健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診 P.15 情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

#### お申込み方法

#### 【家族支援共済 保障②•家族支援共済 保障①•特約制度】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

#### 【退職後継続制度】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

#### 加入手続き等に関するお問い合わせ先

#### 明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部法人営業第二部 06-6208-5427

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町1-6-15 明治安田 生命備後町ビル8階

受付期間 平日 (土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで

#### 西日本旅客鉄道労働組合 06-6375-9869

〒530-0012 大阪市北区芝田2丁目1番18号(西阪急ビル9F)